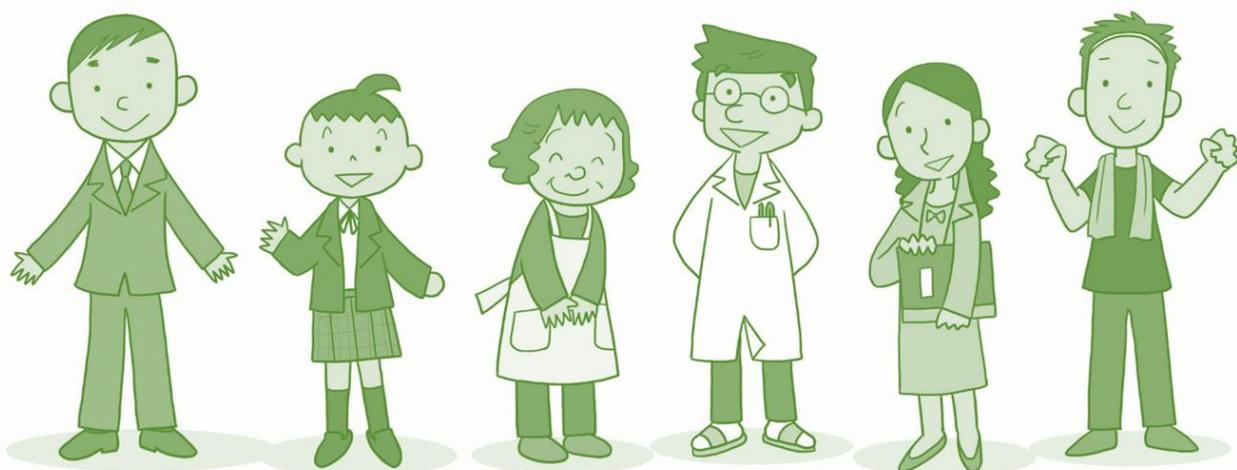


# 第3期 揖斐川町地域福祉計画

みんなで作ろう 「いびがわ」の共生社会



令和2年3月



## 第3期 揖斐川町地域福祉計画

## ◆ はじめに ◆

揖斐川町では、第2次総合計画において町の将来像を「自然健幸のまち いびがわ」と定め、ともに考え、支え合い、自然とともに健康で幸せに暮らせるまちを、みんなで創ることを目指しています。

さて、本町においても、少子高齢化が著しく進み、高齢者世帯の増加とともに、加齢に伴う身体機能や認知機能の衰えなどから、地域の中で支援を必要とする方が増えております。また、核家族化の進行により、家族関係だけでなく、地域のつながりも希薄化し、以前では当たり前のように行われてきた家族や地域での支え合いの力が弱まりつつあります。



さらに近年では、ひきこもりや生活困窮、いわゆる「8050問題」などの、複合的な課題への対応も求められています。

複雑多様化する様々な福祉課題に対し、行政による社会的な支援のみで対処していくことには限界があります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの立場で役割を果たし、家族とのつながりを基に、「地域の力」を活かしながら、身近な支援を実施していく地域の体制を築き上げることが重要です。そして、様々な福祉課題を抱える人を地域の一員として包み込み、ともに生きる社会（地域共生社会）の実現に向けて地域福祉を推進していく必要があります。

本計画書は、令和元年度で終了する「第2期揖斐川町地域福祉計画」を評価し、新たに今後5年間における計画を定めるものです。

計画の実現にあたっては、お互いに尊重し合いながら、ともに生きていくという「地域共生社会」の意義を全ての町民が共有し、理解を深めながら関わり合うことで、支え合う関係を築いていくことができると考えています。そのためには、町をはじめ、地域や関係機関・団体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが必要であり、今後も多くの方々のご協力をいただきながら、必要な環境や体制などの整備に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた揖斐川町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様や関係各位に、心から御礼申し上げます。

令和2年3月

揖斐川町長 富田和弘

## 「誰ひとり取り残さない町 いびがわ」に期待して

このたび「第3期 揖斐川町地域福祉計画」の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント、ヒアリング調査等にご協力いただきました住民の皆様、地域福祉計画策定委員会の委員・揖斐川町健康福祉課を中心とした関係者の皆様方にまずもって厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、少子高齢化の進行は人口減少を招来し、持続可能なまちづくりのあり方が切に問われている状況です。そこで、本計画においては、揖斐川町における「地域共生社会」の実現を基本目標として位置づけました。策定委員会においても、人権と真摯に向き合い「人間の尊厳」をいかにして守っていくのか、本当に豊かな暮らしとは何かといった誰ひとり取り残さない町のあり方について協議を重ねました。

しかしながら、本計画はあくまで基本的な骨格を示したものであって、本計画が実行性を有した「生きた計画」となり得るか否かは、ひとえに住民の皆様や関係機関等の皆様方の主体的な参加等のご協力が欠かせません。今後、住民自治に基づいた“ONE TEAM”として、つながりを大切にし、「誰ひとり取り残さない町 いびがわ」が実現することを願ってやみません。もとより微力ではございますが、今後の計画の進捗を見守っていきたいと思います。

令和2年3月

揖斐川町地域福祉計画策定委員会委員長 梅 木 真寿郎

## 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1	5 計画の策定体制	5
2 本町の取り組みと第3期計画の策定	3	(1) 揖斐川町地域福祉計画策定委員会	5
3 計画の位置づけ	4	(2) 地域福祉計画アンケートの実施	6
4 計画の期間	5	(3) 民生児童委員へのヒヤリング	6

## 第1章 揖斐川町の現状

1 人口構造	7	(2) 障害者手帳所持者数の推移	13
(1) 人口の推移	7	(3) 生活保護世帯（人員）の推移	14
(2) 高齢化率	8	4 地域の状況	14
(3) 年少人口比率	9	(1) 子ども会	14
(4) 出生数および合計特殊出生率の推移	10	(2) 老人クラブ	14
(5) 昼夜間人口	10	5 地域福祉活動従事者の状況	15
2 世帯の状況	11	(1) 民生委員・児童委員	15
(1) 平均世帯人員	11	(2) 福祉委員	15
(2) 高齢者のいる世帯の推移	11	(3) ボランティア	16
(3) 高齢者単身世帯	12	6 地域福祉活動等の状況	16
(4) 高齢者夫婦世帯	12	(1) 福祉に関する相談事業	16
3 要援護者の状況	13	(2) ふれあいいきいきサロン	16
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	13		

## 第2章 アンケート結果からみえる町の現状

1 一般調査（抜粋）	17	(2) うれしかったことや楽しかったこと	29
(1) 回答者の基本属性	17	(3) 悩みや嫌なこと	30
(2) 地域の福祉的な課題	17	(4) 障がい者への差別や偏見	31
(3) 不安に感じる事	20	(5) 地域の助け合いや福祉への関心	31
(4) 手助けして欲しいこと	21	(6) ボランティア活動について	33
(5) ボランティア活動について	22	(7) これからの揖斐川町について	34
(6) 今後できそうな地域の助け合い	23	3 アンケート結果からみえる課題	35
(7) 揖斐川町社会福祉協議会に望む事業	24	(1) 自動車運転免許証の返納と移動手段	
(8) 障がい者に対する差別や偏見	25	(通院・買い物など)の確保	35
(9) 差別や偏見があると感じた場面	25	(2) 地域活動の負担	35
(10) これからの揖斐川町について	26	(3) 若い世代が暮らしたくなるまちづくり	35
(11) これからの揖斐川町の福祉で大切なこと	27	(4) 住みやすさ	35
2 中学生調査（抜粋）	28	(5) 地域の福祉課題	36
(1) 回答者の基本属性	28	(6) 家族以外の手助け	36

(7) 地域生活で最も重要なこと（自助・互助・共助・公助の考え方）	36	(10) 障がいのある人への差別の解消	37
(8) 地域でのつながりや活動	36	(11) 災害時の支援	37
(9) 相談相手、情報の入手	37	(12) ボランティア活動	37
		(13) 揖斐川町社会福祉協議会に望む事業	38

### 第3章 基本理念等

1 基本理念	39	(2) 共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）	42
2 基本目標	40	4 基本方針	43
3 地域福祉を推進する上での基本的な考え方	41	5 施策の体系	44
(1) 自助・互助・共助・公助	41		

### 第4章 基本計画

基本方針1：「地域の力」を活かして地域福祉を推進します	45	(3) 包括的支援体制の構築	53
(1) 福祉教育・啓発活動の充実	45	(4) サービス・就労支援の充実	54
(2) 地域福祉活動を担う人材の確保についての支援	47	◆町民の取り組み	55
(3) 地域福祉活動への支援	48	基本方針3：安全・安心に暮らせる福祉の仕組みを整えます	56
◆町民の取り組み	50	(1) 権利擁護の推進	56
基本方針2：誰ひとり取り残さない支援体制を構築します	51	(2) 移動手段の確保	57
(1) 情報提供の充実	51	(3) 自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制の充実	58
(2) 相談支援体制の充実	51	◆町民の取り組み	59
		第2期地域福祉計画の評価	60

### 第5章 計画の推進に向けて

1 評価指標	61	(2) 関係者・関係団体・関係機関との連携	62
2 重点的な取り組み	61	(3) 地域福祉計画評価委員会の廃止と地域福祉推進委員会の設置	62
3 計画の推進に向けて	62		
(1) 計画の進行管理	62		

#### 資料

1 揖斐川町地域福祉計画策定委員会	63	(1) 実施方法	65
(1) 揖斐川町地域福祉計画策定委員会設置要綱	63	(2) 実施日時	65
(2) 委員名簿	64	(3) ヒヤリング結果	65
2 民生児童委員へのヒヤリング結果	65	3 用語解説	67



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

わが国では、少子高齢化や核家族化、人口減少が進み、支援を必要とする人が地域の中に増加する一方で、家族や地域で相互に支え合う機能は弱まりつつあります。また、生活困窮など、複数の問題を同時に抱え、包括的な支援を必要とする人が増加しています。このような状況にあっては、地域住民同士の支え合いの意義が大きくなっていると同時に、地域住民や行政などの多様な主体が参画し、自分たちが暮らしたいと思う地域をともに創っていくこと、すなわち「地域共生社会」の実現が必要です。

図表 1 地域福祉施策の主な動き

年 月	事 項	内 容 等
平成27年 3月	全社協 福祉ビジョン2011 第2次行動方針	
平成27年 9月	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」発表	「全世代・全対象型地域包括支援体制」と称される「新しい地域包括支援体制」の構築
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会の実現」が盛り込まれる
平成28年 7月	厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置	「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」
平成29年 6月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律」が成立	社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の努力義務化、社会福祉法人制度改革
平成29年 9月	地域力強化検討会「最終とりまとめ」～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～	地域共生の今後の方向性、市町村における包括的な支援体制の構築、地域福祉計画、自治体・国の役割等
平成29年12月	厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」通知	「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」
令和元年12月	地域共生社会推進検討会「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ公表	福祉政策の新たなアプローチ、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方、整備促進のための基盤等を提示

国においては、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が地域で起きている様々な問題を、他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、行政は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想の下で、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置するとともに、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた方向性などについての議論が進められました。さらに、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」において、包括的な

支援体制を全国的に整備するための方策について検討が行われ、令和元年12月に最終とりまとめが公表されています。

### 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ 概要

#### 【福祉政策の新たなアプローチ】

- ・具体的な課題解決を目指すアプローチ
- ・つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）

#### 【市町村における包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組み】

- ・断らない相談支援：本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ・参加支援：就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ・地域づくりに向けた支援：孤立を防ぐとともに、交流や活躍の機会と役割を生み出す支援

### 社会福祉法（抄）

#### （地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### （包括的な支援体制の整備）

**第106条の3** 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

#### （市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域共生社会」の実現には、地域福祉を推進していくことが重要です。地域福祉とは、高齢者であっても、障がい者であっても、誰もが地域の中で普通の暮らしができるように、地域住民や公私の福祉関係者が互いに協力して、地域に存在する福祉課題の解決に向けて主体的に取り組むことを指します。社会福祉法（昭和26年法律第45号）の第4条には、地域福祉の推進についての規定があります。また、この法律では、第107条において市町村地域福祉計画について規定しており、本計画はこの規定に基づいて策定するものです。

## 2 本町の取り組みと第3期計画の策定

本町では、平成21年3月に平成21年度からの5年間を計画期間とする「揖斐川町地域福祉計画（第1期計画）」を策定し、地域福祉計画に基づいた取り組みを開始しました。さらに、平成27年3月には、平成27年度からの5年間を計画期間とする「第2期揖斐川町地域福祉計画」を策定し、「みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち」を基本目標として掲げ、各種施策を実施してきました。

第2期の計画期間においては、第1期計画から続く各種取り組みに加え、各地区での福祉連絡会等の立ち上げや、日常のちょっとした困りごとを解決するための有償ボランティア組織である「おたすけサポーターはなもも」の立ち上げの支援、介護予防事業としての「集いの場」事業の推進などに取り組みました。また、委託事業として揖斐川町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、各地区で地域福祉の推進に取り組んでいます。

障がい者福祉の分野では、平成30年4月から基幹相談支援センターを揖斐郡3町（揖斐川町・大野町・池田町）の委託事業として設置し、障がい分野の相談支援体制を強化しました。また、平成31年4月からは、児童発達相談に應じ、幼稚園や学校等を訪問して支援する巡回支援専門員を役場窓口に配置するとともに、福祉総合支援センター内に「相談支援事業所けやき」を立ち上げ、相談支援専門員が障がい者や障がい児の相談に應じ、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成して適切なサービスにつなげるための取り組みを行っています。子育て支援の分野では、平成31年4月から「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等への母子保健と子育て支援の両面からの支援体制を強化しています。

第2期計画の見直し事項としては、5年間の計画期間内に実現できなかった事柄があることに加え、この間にも少子高齢化・人口減少が急速に進んでいることから、買い

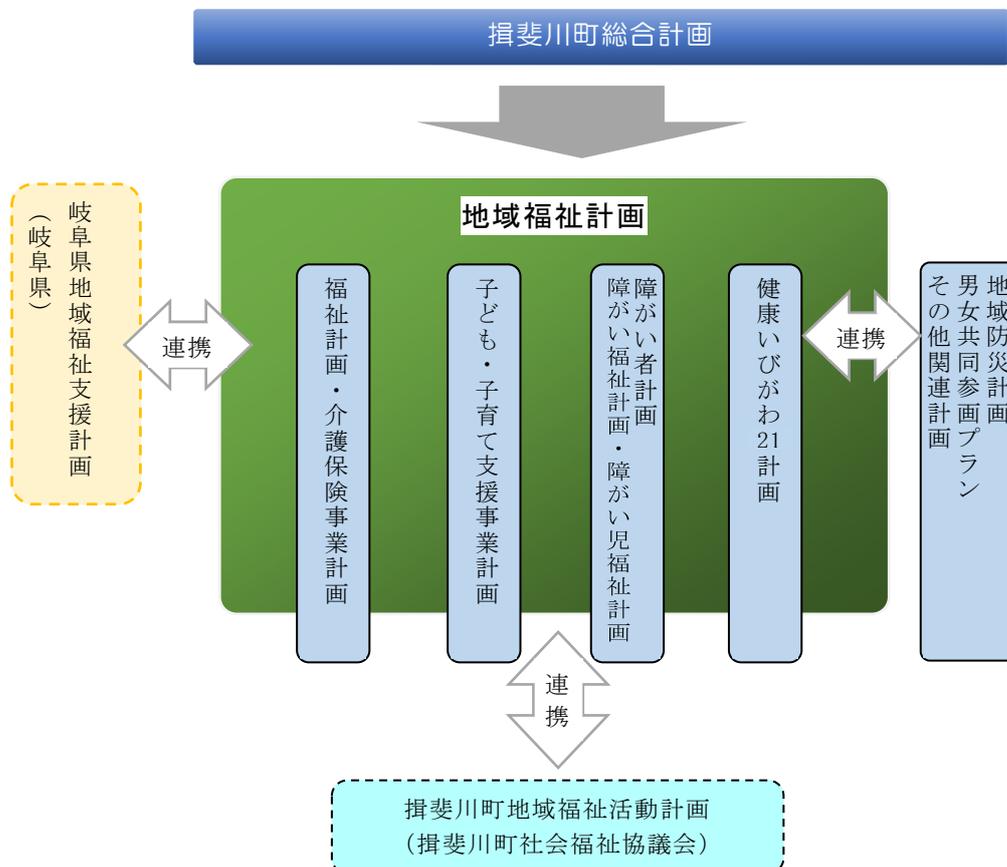
物支援や移動支援、見守り活動などの必要性がより高まっています。また、社会情勢の変化に伴い、ひきこもりや生活困窮、いわゆる「8050問題」などの複合的な問題を抱えている個人や世帯への包括的な支援の必要性が高まっています。

本計画は、第2期計画の計画期間の最終年度が令和元年度であることから、第2期計画の評価と制度改革への対応を踏まえた見直しを行い、令和2年度以降の5年間に取り組むべき事柄について定めるものです。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「揖斐川町総合計画」を上位計画とし、本町において支援を必要とする対象者ごとに策定された個別計画に共通する理念や事柄を相互につなぐ計画として位置づけます。また、本計画は、岐阜県が策定している「岐阜県地域福祉支援計画」との連携を図ります。さらに、揖斐川町社会福祉協議会が策定する「揖斐川町地域福祉活動計画」とも連携を図ります。とくに、「揖斐川町地域福祉活動計画」に関しては、揖斐川町における地域福祉の推進を目的とした計画としての共通点があることから、計画期間を同一にするなどの協調した取り組みを行っています。

図表2 地域福祉計画と他計画との関係





## (2) 地域福祉計画アンケートの実施

本計画の基礎資料とするため、町内に居住している20歳以上の人を対象に、地域の福祉課題や相談相手、ボランティア活動などについての設問を含んだ「『揖斐川町地域福祉計画』策定のためのアンケート調査」（一般調査）を実施しました。また、同時に、町内の中学2年生全員に対してもアンケート調査（中学生調査）を実施しました。

一般調査については、無作為抽出により、町民2,500人にアンケート調査票を郵送し、郵送にて回収しました。有効回答率は、52.3%でした。

図表5 アンケートの概要

区 分		一般調査	中学生調査
調査対象者		町内にお住まいの20歳以上の人	町内の中学2年生
抽出方法		無作為抽出	全 数
調査票の配布・回収		郵送配布・郵送回収	各学校を通じて配布、回収
調査期間		令和元年7月1日 ～令和元年7月19日	令和元年7月1日 ～令和元年7月19日
回収結果	配布数	2,500	162
	有効回答数 (率)	1,307 (52.3%)	153 (94.4%)

## (3) 民生児童委員へのヒヤリング

民生児童委員の方に対して、令和元年10月に開催した各支部定例会の中でグループワークを実施し、普段から地域の中の福祉活動において中心的な役割を果たしている民生児童委員の立場から感じられる地域の福祉課題について、グループごとにヒヤリング調査を実施しました。



▶ 揖斐川町民生・児童委員協議会揖斐川支部におけるグループワークの様子

# 第1章 揖斐川町の現状

## 1 人口構造

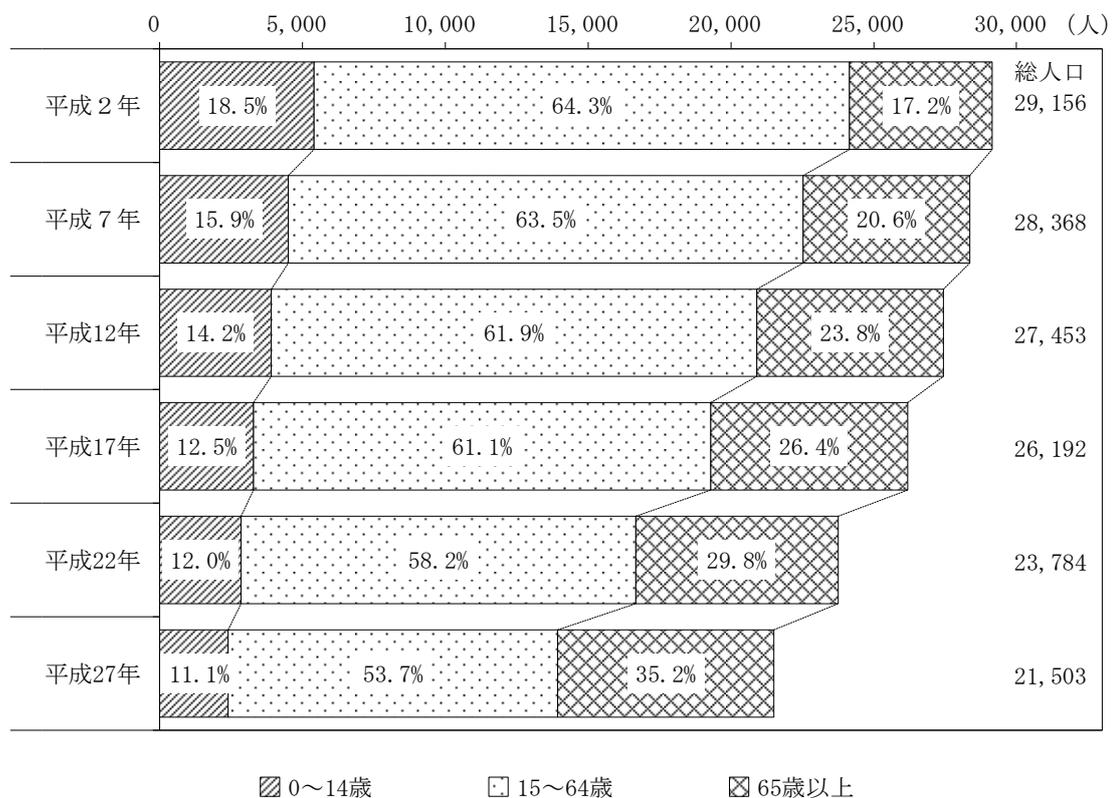
### (1) 人口の推移

平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は21,503人となっており、平成2年（平成2年から平成12年は合併前の6町村の合計）からは7,653人、26.2%減少しています。

0～14歳人口の占める割合は、平成2年の18.5%から低下を続け、平成27年には11.1%になっています。65歳人口の割合（高齢化率）は、年々上昇を続け、平成27年には35.2%となっています。この少子高齢化・人口減少は、今後も続いていくと予測されます（図表1-1）。

地区別人口は、図表1-2のとおりです。

図表1-1 人口の推移



（注）平成2年～平成12年は、合併前の6町村の合計。総人口は年齢不詳を含む。  
資料：「国勢調査」

図表 1-2 地区別人口

単位：人

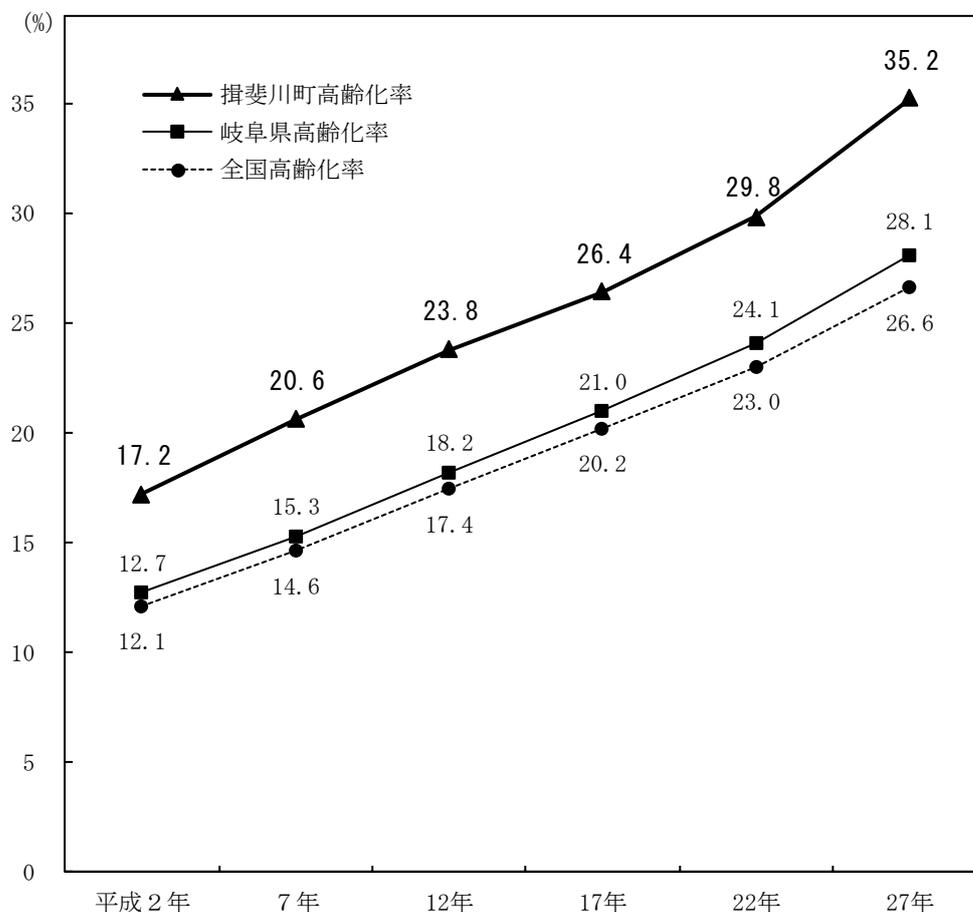
年齢	全体	揖斐川						谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内
		揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永					
合計	20,885	3,392	2,790	1,740	1,856	4,083	1,815	2,902	883	859	225	340
0～14歳	2,114	361	309	222	207	431	204	276	37	44	13	10
15～64歳	10,894	1,828	1,546	928	971	2,250	984	1,458	343	369	104	113
65歳以上	7,877	1,203	935	590	678	1,402	627	1,168	503	446	108	217
75歳以上	4,194	639	438	309	364	642	332	634	324	289	74	149
85歳以上	1,545	206	141	110	116	222	95	258	133	144	45	75
外国人	198	32	15	13	32	56	18	26	1	4	1	0

(注) 令和元年11月1日現在の住民基本台帳人口。

(2) 高齢化率

図表1-3は、全国、岐阜県および本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみたものです。本町の高齢化率は全国および岐阜県を上回る率で推移しており、平成27年には、全国を8.6ポイント、岐阜県を7.1ポイント上回っています。

図表 1-3 高齢化率の推移

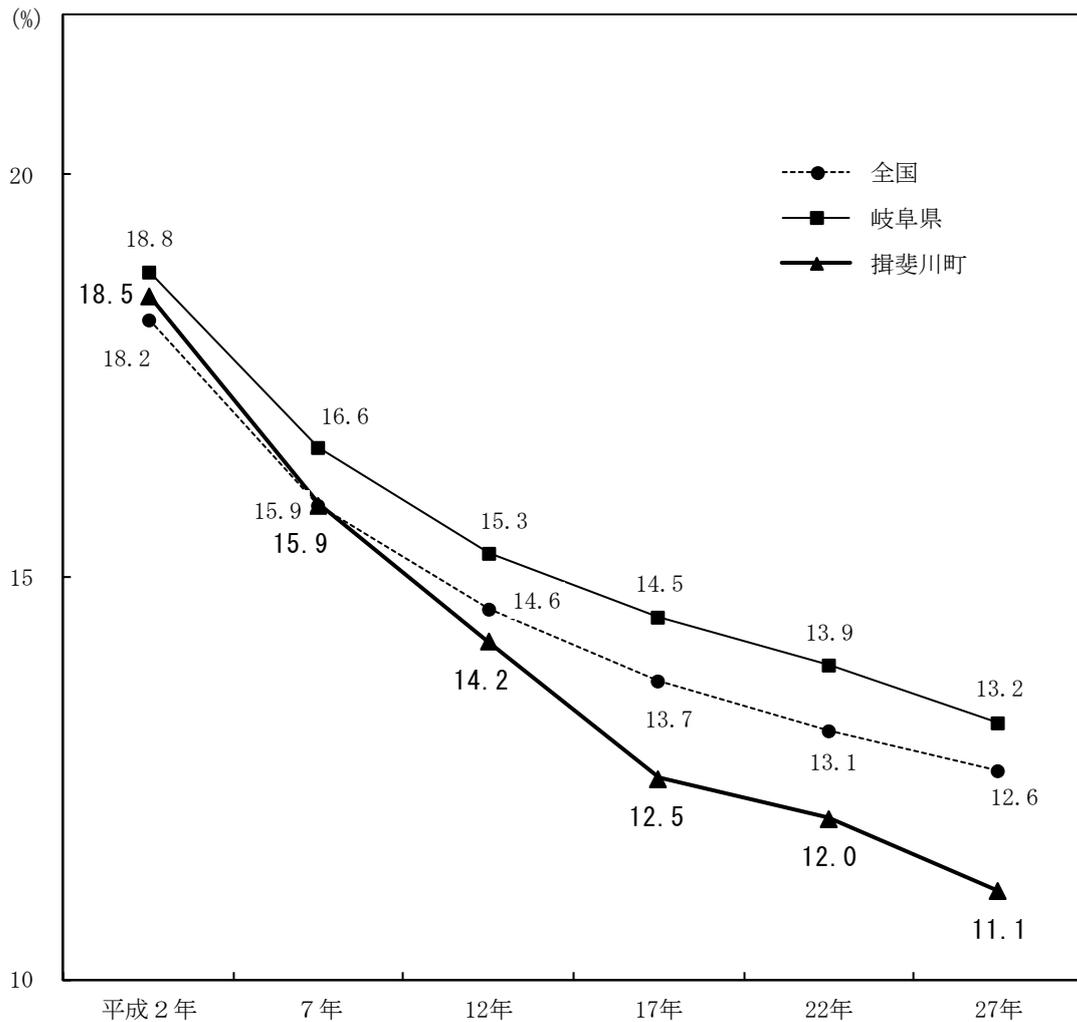


資料：「国勢調査」

## (3) 年少人口比率

年少人口（0～14歳）の比率を岐阜県および全国と比べると、比較的年少人口比率の高い岐阜県はもちろん、平成12年以降は全国を下回る率で推移しています。また、その開きが年ごとに大きくなってきており、平成27年は、全国を1.5ポイント、岐阜県を2.1ポイント下回っています。

図表1-4 年少人口（0～14歳）比率の推移



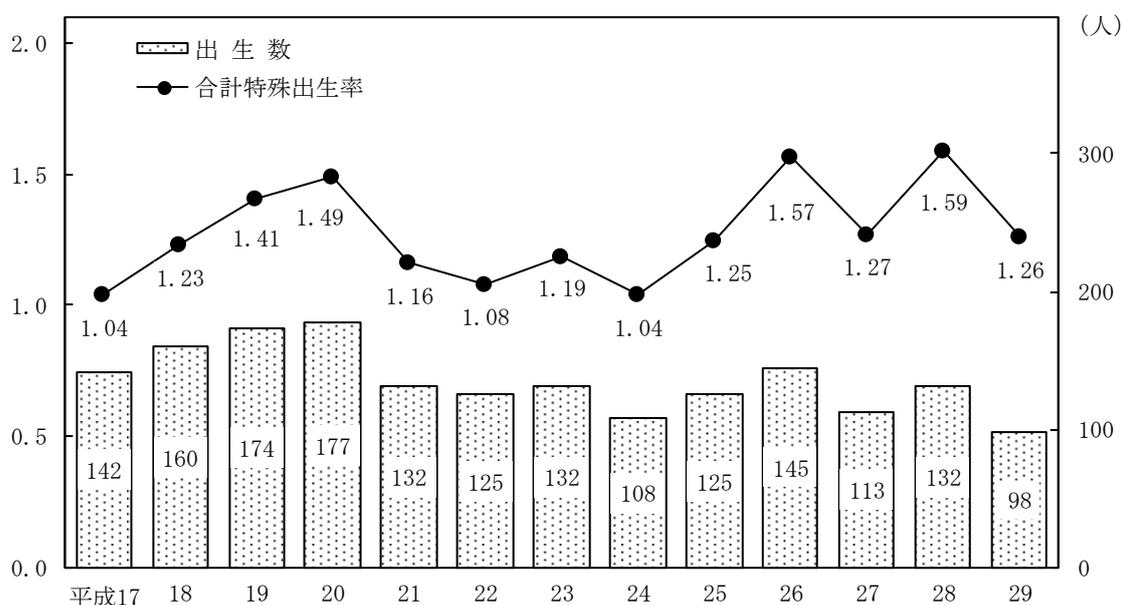
資料：「国勢調査」

#### (4) 出生数および合計特殊出生率の推移

本町における平成29年の出生数は98人です。平成19年、20年には170人を上回る比較的多くの出生がありましたが、その後は100～140人台で推移し、平成29年には100人を下回りました。

少子化の指標とされる合計特殊出生率は年によってかなり高低があります。平成20年の1.49をピークとして平成20年代前半は1.0～1.1台で推移していましたが、平成25年以降は、1.2～1.5台と高くなっています。

図表 1-5 出生数および合計特殊出生率の推移



資料：「西濃地域の公衆衛生」

#### (5) 昼夜間人口

仕事などで町外に出ている流出口が流入人口よりも多く、夜間人口が昼間人口を上回っています。平成27年は平成22年よりも流出口が減少し、流入人口が増加したため、昼間人口指数が高くなっています。

図表 1-6 昼夜間人口、比率

単位：人

区分	平成17年	平成22年	平成27年
(a) 夜間人口	26,192	23,784	21,503
(b) 流出口	6,645	5,995	5,634
(c) 流入人口	4,743	4,645	5,051
(d) 流入超過人口 (c)-(b)	△1,902	△1,350	△583
(e) 昼間人口 (a)+(d)	24,290	22,434	20,920
(f) 昼間人口指数 (e)/(a)	92.7	94.3	97.3

資料：「国勢調査」

## 2 世帯の状況

### (1) 平均世帯人員

図表1-7は、平均世帯人員を全国および岐阜県と比較したものです。平成27年の本町の平均世帯人員は2.91人となっており、比較的同居世帯が多い本町は、全国、岐阜県を上回っています。しかし、本町においても、全国、岐阜県と同様に世帯規模が年々縮小する傾向にあります。旧町別にみると、揖斐川、谷汲は3人を上回る一方、藤橋、坂内は2人を切っています。

図表1-7 平均世帯人員の推移 単位：人

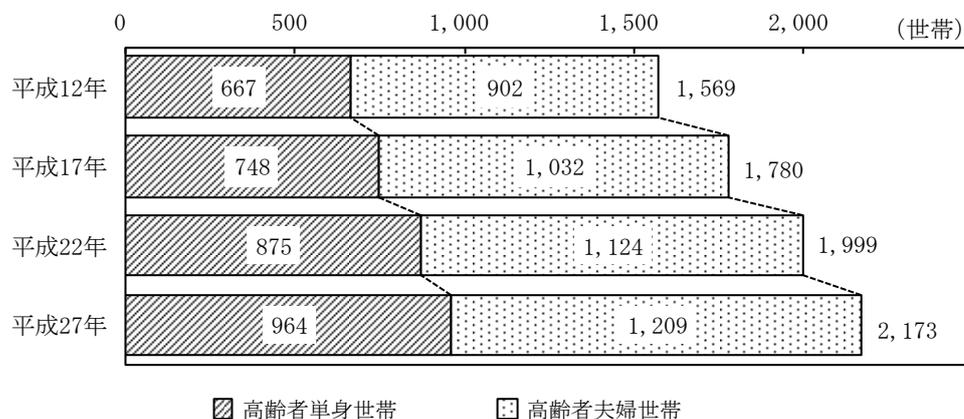
区 分	平成17年	平成22年	平成27年
揖斐川町	3.22	3.05	2.91
揖斐川	3.34	3.18	3.02
谷汲	3.46	3.20	3.05
春日	2.61	2.41	2.22
久瀬	2.89	2.67	2.47
藤橋	2.23	1.98	1.74
坂内	2.09	1.97	1.92
岐 阜 県	2.92	2.78	2.65
全 国	2.55	2.42	2.33

資料：「国勢調査」

### (2) 高齢者のいる世帯の推移

平成27年の本町の高齢者単身世帯は964世帯、高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は1,209世帯となっており、ともに増加を続けています（図表1-8）。

図表1-8 高齢者世帯の推移



資料：「国勢調査」

### (3) 高齢者単身世帯

平成27年の高齢者単身世帯を性別にみると、964人中女性が696人、72.2%を占めています。また、年齢別では、65～74歳の前期高齢者が313人（32.5%）、75歳以上の後期高齢者が651人（67.5%）と後期高齢者が多くなっています（図表1－9）。旧町村別では、町全体は増加傾向ですが、減少している地区もあります（図表1－10）。

図表1－9 性別・年齢別高齢者単身世帯

単位：人（%）

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男性	70	44	56	55	43	268
女性	74	125	155	158	184	696
計	144	169	211	213	227	964

資料：「国勢調査」

図表1－10 高齢者単身世帯（旧町村別）

単位：世帯

区分	揖斐川町							75歳以上	85歳以上
		揖斐川	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内		
平成17年	748							458	102
平成22年	875	446	110	130	91	28	70	570	176
平成27年	964	539	120	117	84	32	72	651	227

資料：「国勢調査」

### (4) 高齢者夫婦世帯

高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、「夫65～69歳・妻65～69歳」が174世帯と最も多く、次いで「夫70～74歳・妻65～69歳」（173世帯）、「夫65～69歳・妻60～64歳」（159世帯）、「夫75～79歳・妻70～74歳」（149世帯）の順となっています。夫婦ともに75歳以上の世帯は361世帯、85歳以上の世帯は34世帯です。

図表1－11 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

区分	妻の年齢							計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫の年齢	65～69歳	159	174	6	1	-	-	340
	70～74歳	15	173	99	5	5	2	299
	75～79歳	2	24	149	80	6	-	261
	80～84歳	-	-	30	105	59	8	202
	85歳以上	-	-	4	17	52	34	107
計		176	371	288	208	122	44	1,209

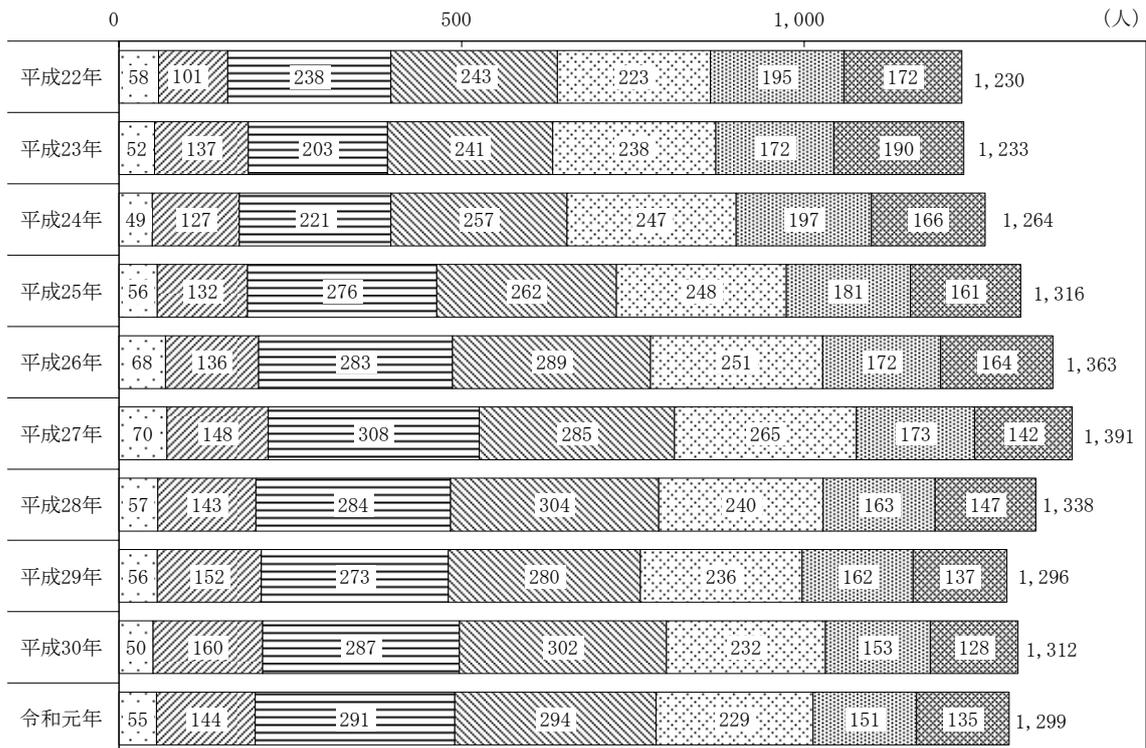
資料：「国勢調査」

### 3 要援護者の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

令和元年8月現在、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は1,299人です。平成22年以降についてみると、認定者数は増加を続けていましたが、平成27年の1,391人をピークに減少傾向に転じています。

図表1-12 要支援・要介護認定者数の推移



□ 要支援1   ▨ 要支援2   ▤ 要介護1   ▧ 要介護2   ▩ 要介護3   ▪ 要介護4   ▫ 要介護5

(注) 年度末現在、令和元年は8月現在  
資料：揖斐広域連合

#### (2) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳を所持している人は図表1-13のとおりです。身体障害者手帳所持者は減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

図表1-13 障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
身体障害者手帳	1,080	1,057	1,043	981
療育手帳	196	200	202	197
精神障害者保健福祉手帳	151	157	159	211

(注) 各年4月1日現在

### (3) 生活保護世帯（人員）の推移

図表1-14は、本町の生活保護世帯、人員の推移をみたものです。平成24年の40世帯、49人をピークに減少傾向にあり、平成30年は32世帯、34人となっています。

図表1-14 生活保護世帯（人員）の推移

区 分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
保護世帯数（世帯）	35	38	40	37	35	34	33	33	32
保護人員（人）	41	45	49	46	39	40	38	36	34

(注) 各年4月1日現在

## 4 地域の状況

### (1) 子ども会

平成31年4月1日現在、109の子ども会があり、会員数は1,439人となっています。単位子ども会数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表1-15 子ども会の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
単位子ども会数	110	111	110	110	109	109
会 員 数 (人)	1,695	1,655	1,561	1,561	1,495	1,439
平均会員数(人/会)	15.4	14.9	14.2	14.2	13.7	13.2

(注) 各年度4月1日現在

### (2) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。平成31年4月1日現在、31の老人クラブがあり、2,459人が加入していますが、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表1-16 老人クラブの会員数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
単位クラブ数	48	43	39	38	36	31
会員数(人)	3,981	3,541	3,177	2,965	2,730	2,459

(注) 各年度4月1日現在

## 5 地域福祉活動従事者等の状況

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者です。地域の身近な相談相手として、必要な支援を行っています。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務します。令和元年12月現在、本町では64人の民生委員・児童委員が活動をしています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として7人が主任児童委員に指名されています。

図表1-17 民生委員・児童委員

地区	揖斐川						
	揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永	
人数(人)	32	8	6	3	8	4	3
地区	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計	
	人数(人)	11	7	7	2	5	64

(注) 令和元年12月現在

図表1-18 主任児童員

地区	揖斐川	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計
人数(人)	2	2	1	1	0	1	7

(注) 令和元年12月現在

### (2) 福祉委員

福祉委員は、区長の推薦に基づき、揖斐川町社会福祉協議会長が委嘱しています。令和元年12月現在、249人が委嘱されており、地域住民とともに福祉のまちづくりを推進し、ご近所の方々を見守る支援者のひとりとして活動しています。

図表1-19 福祉委員

地区	揖斐川						
	揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永	
人数(人)	193	48	34	27	16	45	23
地区	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計	
	人数(人)	23	19	7	2	5	249

(注) 令和元年12月現在

### (3) ボランティア

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、平成30年度は33団体、個人登録は11人、登録者合計数は1,441人です。

図表1-20 ボランティア登録

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団体（団体）	25	18	34	30	33
所属人数（人）	1,294	1,348	1,773	1,459	1,430
個人（人）	75	59	23	34	11
合計（人）	1,369	1,407	1,796	1,493	1,441

（注）各年度4月1日現在

## 6 地域福祉活動等の状況

### (1) 福祉に関する相談事業

本町では、福祉に関する相談事業として、心配ごと相談および知的障がい児者相談を基本的に毎月実施しています。

図表1-21 福祉相談

相談事業名	相談従事者	相談内容	相談実施場所 実施曜日
心配ごと相談	民生児童委員	心配ごと全般	揖斐公民館 第2水曜日
知的障がい児者相談	知的障害者相談員	知的障がいに関すること	福祉総合支援センター 第2月曜日

（注）令和元年12月現在

### (2) ふれあいいいききサロン

高齢者が気軽参加にできるふれあいの場として「ふれあいいいききサロン」の取り組みを推進しています。令和元年12月現在、88か所で開催されています。

図表1-22 ふれあいいいききサロン

地 区	揖斐川	揖 斐	大 和	北 方	清 水	小 島	脛 永
	登録数	46	12	9	7	3	9
地 区	谷 汲	春 日	久 瀬	藤 橋	坂 内	合 計	
登録数	18	9	10	2	3	88	

（注）令和元年12月現在

## 第2章 アンケート結果からみえる町の現状

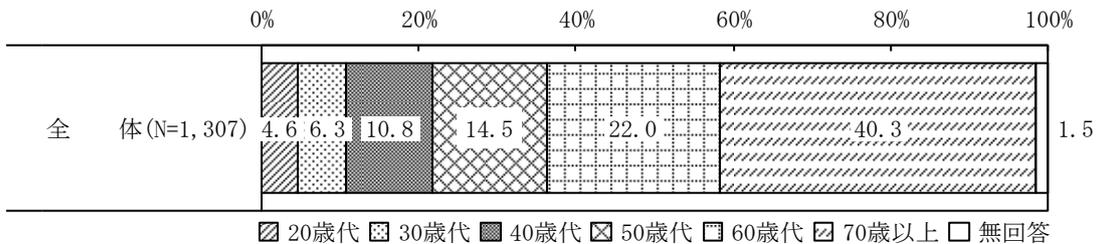
### 1 一般調査（抜粋）

#### (1) 回答者の基本属性

回答者の年齢は、70歳以上が40.3%と最も高く、次いで60歳代が22.0%となっており、両者で62.3%を占めています（図表2-1）。

回答者の居住する地区は、「揖斐川」が75.4%と最も高く、次いで「谷汲」が12.9%、その他の地区は5%未満となっています（図表2-2）。なお、本項以降については、地区別にみる場合には、「久瀬」「藤橋」「坂内」の3地区を合わせて「その他」の地区としています。

図表2-1 年齢別



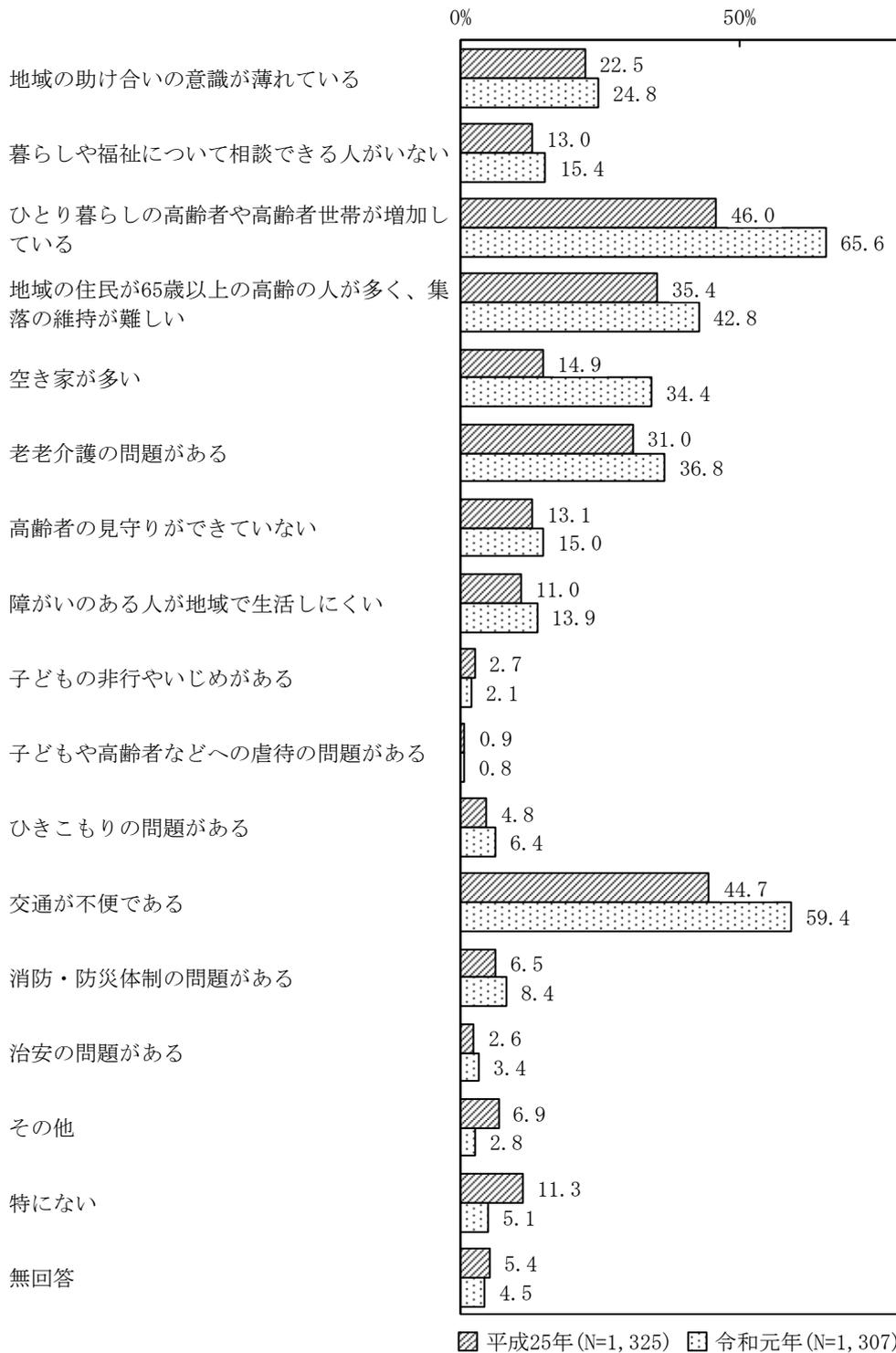
図表2-2 地区

区分	揖斐川	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	無回答
人数 (人)	985	168	59	50	14	23	8
割合 (%)	75.4	12.9	4.5	3.8	1.1	1.8	0.6

#### (2) 地域の福祉的な課題

地域の福祉的な課題について尋ねたところ、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している」が65.6%と最も高く、次いで「交通が不便である」(59.4%)となっています。「地域の住民が65歳以上の高齢の人が多く、集落の維持が難しい」「老老介護（介護する人も介護を受ける人も高齢者）の問題がある」「空き家が多い」も30%以上の比較的高い割合です。平成25年調査と比べると、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している」「空き家が多い」が20ポイント近く高くなっています（図表2-3）。

図表 2-3 地域の福祉的な課題（複数回答、平成 25 年調査と比較）



性別にみると、男女ともに「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している」「交通が不便である」が高くなっています。

年齢別では、30・40歳代は「交通が不便である」が最も高く、他の年代は「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している」が最も高くなっています。そのほか、40歳代の「地域の住民が65歳以上の高齢の人が多く、集落の維持が難しい」が50%以上です（図表2-4）。

図表2-4 地域の福祉的な課題（複数回答、性別・年齢別）

単位：Nは人、他は%

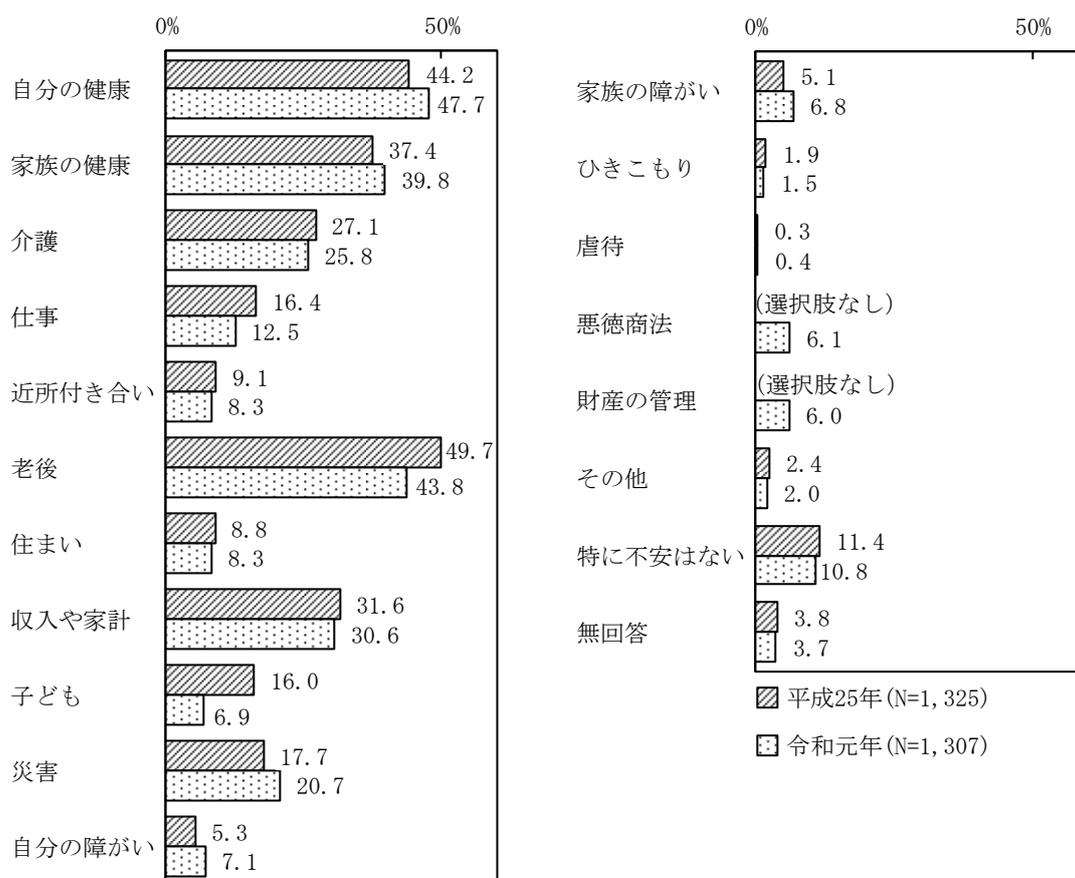
区 分	性 別		年 齢 別					
	男 性	女 性	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 以上
N	572	725	60	82	141	190	287	527
地域の助け合いの意識が薄れている	26.9	22.9	8.3	11.0	18.4	23.2	24.4	31.1
暮らしや福祉について相談できる人がいない	17.5	13.7	11.7	15.9	17.0	15.3	14.6	15.9
ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している	64.3	66.3	63.3	51.2	59.6	64.2	70.7	67.6
地域の住民が65歳以上の高齢の人が多く、集落の維持が難しい	46.0	40.3	43.3	36.6	53.2	41.1	41.5	42.7
空き家が多い	35.3	33.8	31.7	24.4	29.8	37.9	35.2	36.2
老老介護の問題がある	37.8	35.9	38.3	25.6	31.2	36.3	34.5	41.7
高齢者の見守りができていない	16.6	13.7	13.3	11.0	17.0	13.2	11.8	17.5
障がいのある人が地域で生活しにくい	16.6	11.9	15.0	6.1	13.5	14.2	15.7	14.2
子どもの非行やいじめがある	2.6	1.7	-	1.2	2.1	3.7	3.1	1.3
子どもや高齢者などへの虐待の問題がある	0.9	0.7	-	1.2	0.7	1.1	0.3	0.9
ひきこもりの問題がある	7.9	5.1	1.7	3.7	8.5	7.4	4.5	7.4
交通が不便である	58.9	59.7	61.7	57.3	65.2	61.6	62.7	55.6
消防・防災体制の問題がある	10.3	7.0	13.3	8.5	5.7	8.9	9.1	8.2
治安の問題がある	4.2	2.9	1.7	3.7	2.8	2.6	4.9	3.4
その他	3.1	2.5	1.7	3.7	4.3	3.7	3.8	1.5
特にない	4.9	5.4	6.7	6.1	6.4	5.3	2.8	5.5
無回答	4.2	4.8	3.3	1.2	2.1	2.1	4.9	6.5

### (3) 不安に感じること

毎日の暮らしの中で、困ったり不安を感じたりすることとしては、「自分の健康」が47.7%と最も高く、「老後」「家族の健康」「収入や家計」も30%以上です。

平成25年調査と比べると、順序は異なりますが上位項目は同じです。平成25年より高くなっているのは「自分の健康」「家族の健康」「災害」などで、低下しているのは「老後」「仕事」「子ども」などです（図表2-5）。

図表2-5 不安に感じること（複数回答、平成25年調査と比較）



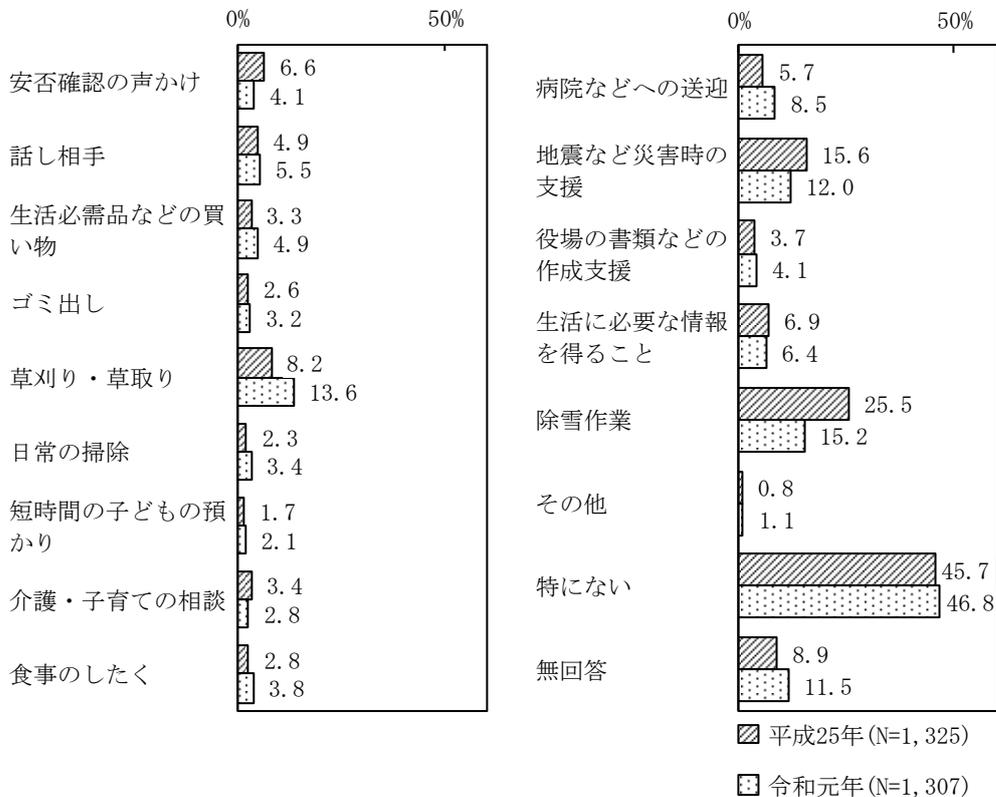
(4) 手助けして欲しいこと

家族以外の誰かに手助けしてほしいことはあるかを尋ねたところ、「特にない」が46.8%、「無回答」が11.5%となっており、これを除いた41.7%の人が何らかの手助けを必要としているという結果です。

手助けしてほしいこととしては、「除雪作業」が15.2%と最も高く、「草刈り・草取り」「地震など災害時の支援」も10%以上です。

平成25年調査に比べると、「除雪作業」が10.3ポイント低下し、「草刈り・草取り」が5.4ポイント高くなっています（図表2-6）。

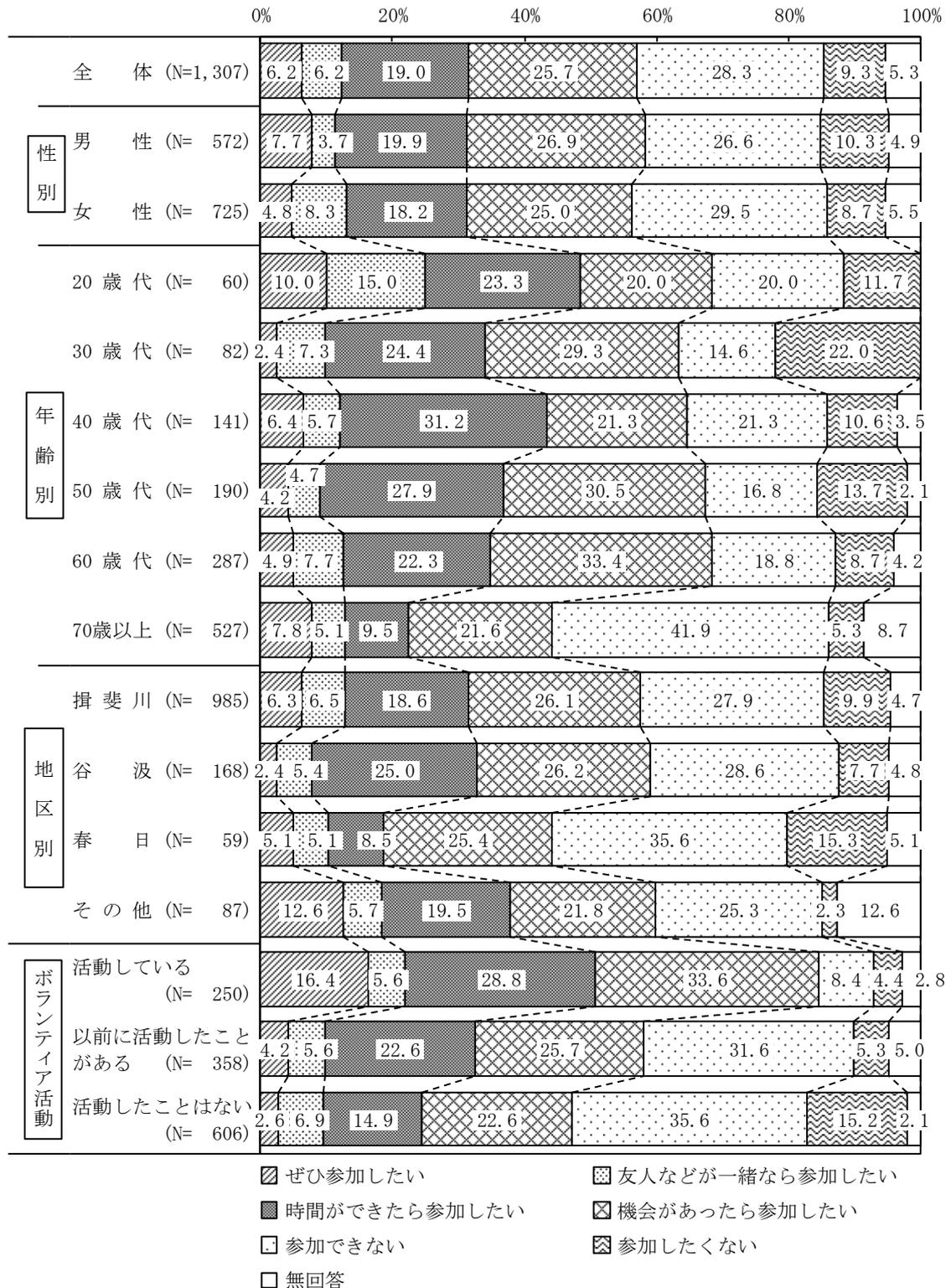
図表2-6 家族以外に手助けして欲しいこと（複数回答、平成25年調査と比較）



(5) ボランティア活動について

今後、地域の助け合い（有償ボランティア・無償ボランティアを含む）に参加したいか尋ねたところ、「ぜひ参加したい」は6.2%です。これに「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」を加えたく参加意向は57.1%となります。

図表 2-7 ボランティア活動への参加意向

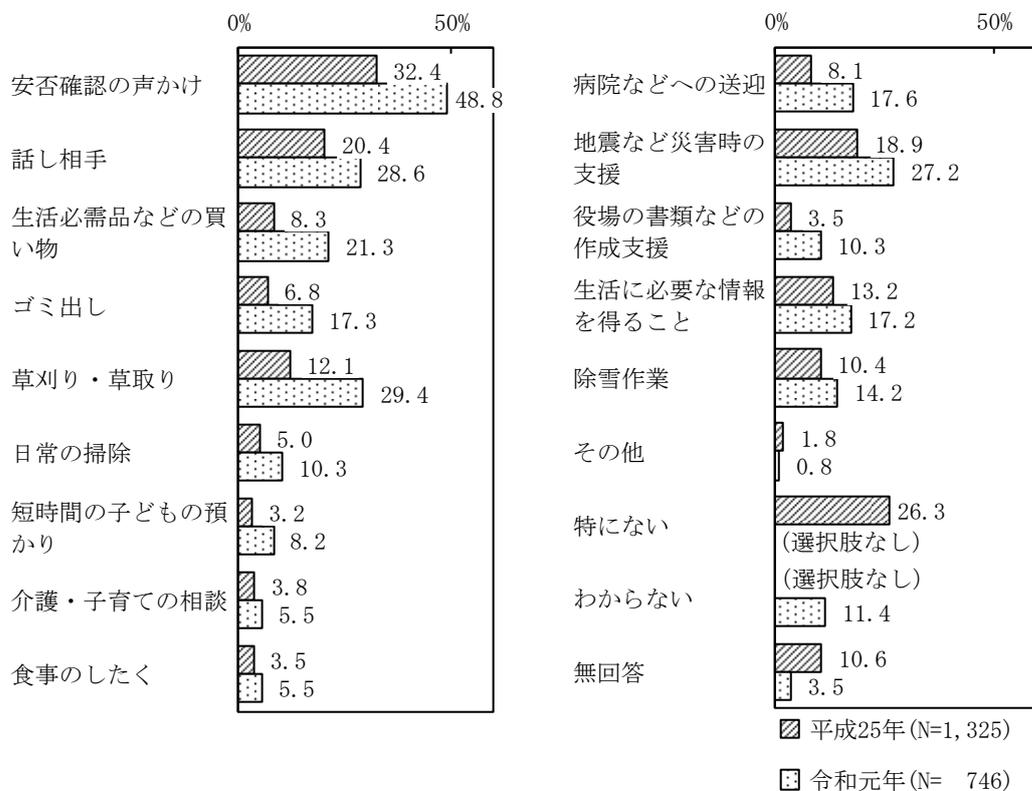


(6) 今後できそうな地域の助け合い

前項で〈参加意向〉を示した人に、今後できそうな地域の助け合い（有償ボランティア・無償ボランティアを含む）は何かを尋ねたところ、「安否確認の声かけ」が48.8%と最も高くなっています。「草刈り・草取り」「話し相手」「地震など災害時の支援」「生活必需品などの買い物」も20%以上です。

平成25年調査と比べると、「草刈り・草取り」「安否確認の声かけ」「生活必需品などの買い物」は10ポイント以上高くなっています（図表2-8）。

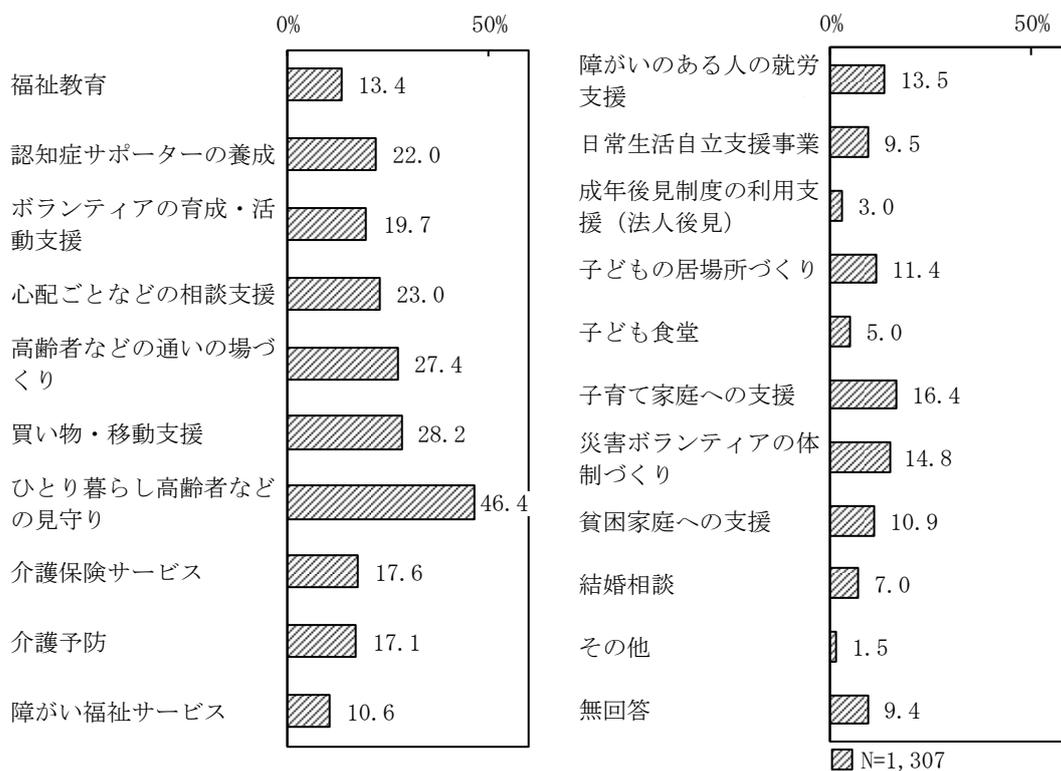
図表2-8 今後できそうな地域の助け合い（複数回答、平成25年調査と比較）



(7) 揖斐川町社会福祉協議会に望む事業

揖斐川町社会福祉協議会に望む事業としては、「ひとり暮らし高齢者などの見守り」が46.4%と最も高くなっています。「買い物・移動支援」「高齢者などの通いの場づくり」も25%以上の比較的高い割合です（図表2-9）。

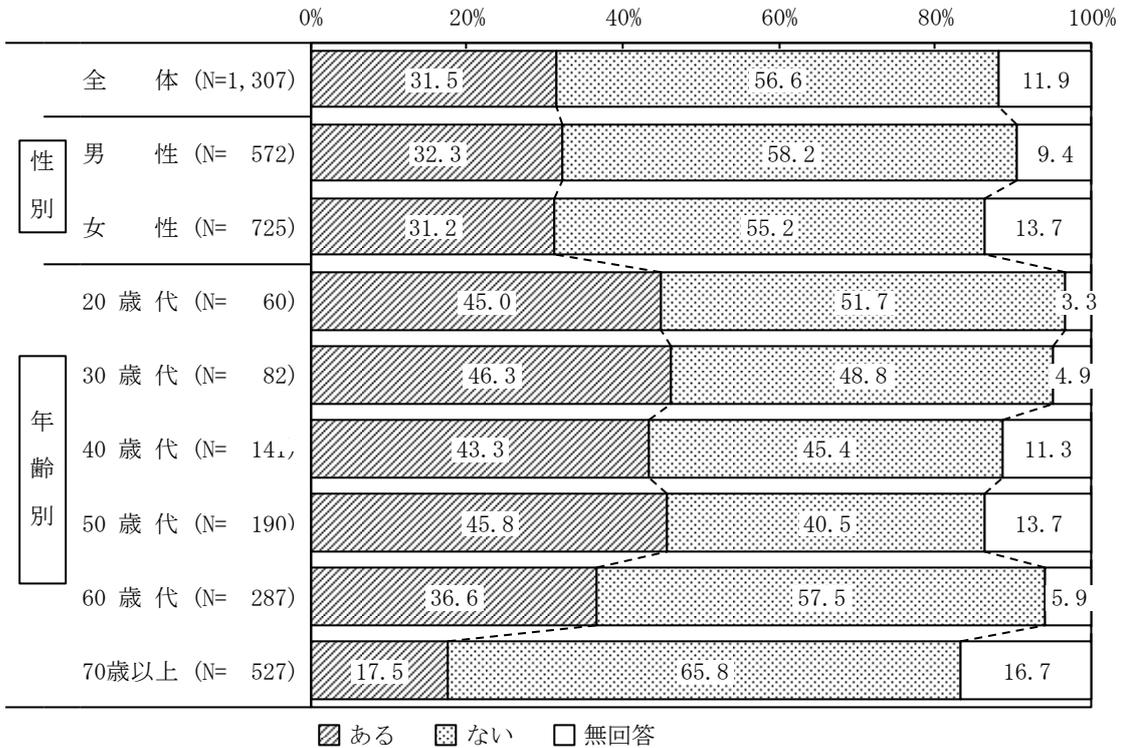
図表2-9 揖斐川町社会福祉協議会に望む事業（複数回答）



(8) 障がい者に対する差別や偏見

障がい者に対する差別や偏見があると感じたことがあるか尋ねたところ、「ある」は31.5%となっています。「ある」が高いのは、年齢別の20～50歳代で40%を上回っています。

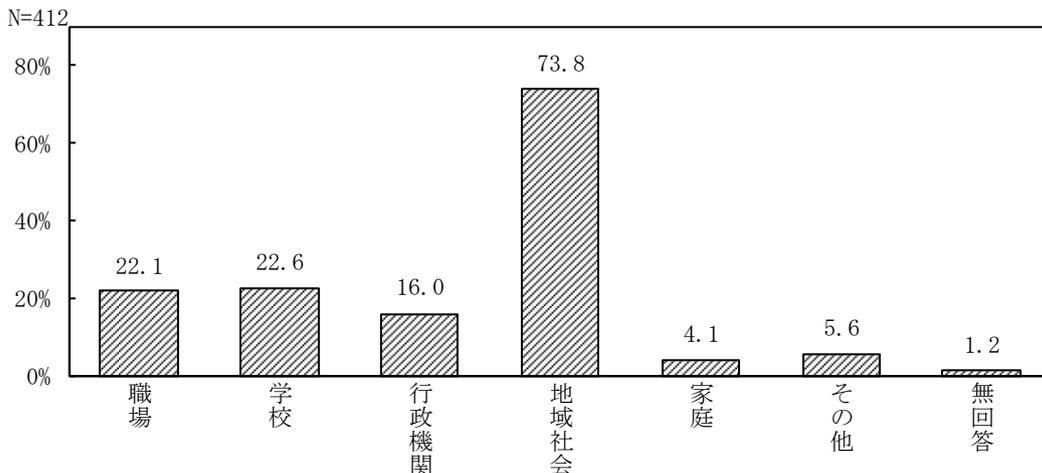
図表2-10 障がい者に対する差別や偏見を感じたことがあるか



(9) 差別や偏見があると感じた場面

前項で「ある」と答えた人に、差別や偏見があると感じた場面を尋ねたところ、「地域社会」が73.8%と突出しています。「学校」「職場」も20%以上となっています。

図表2-11 差別や偏見があると感じた場面（複数回答）



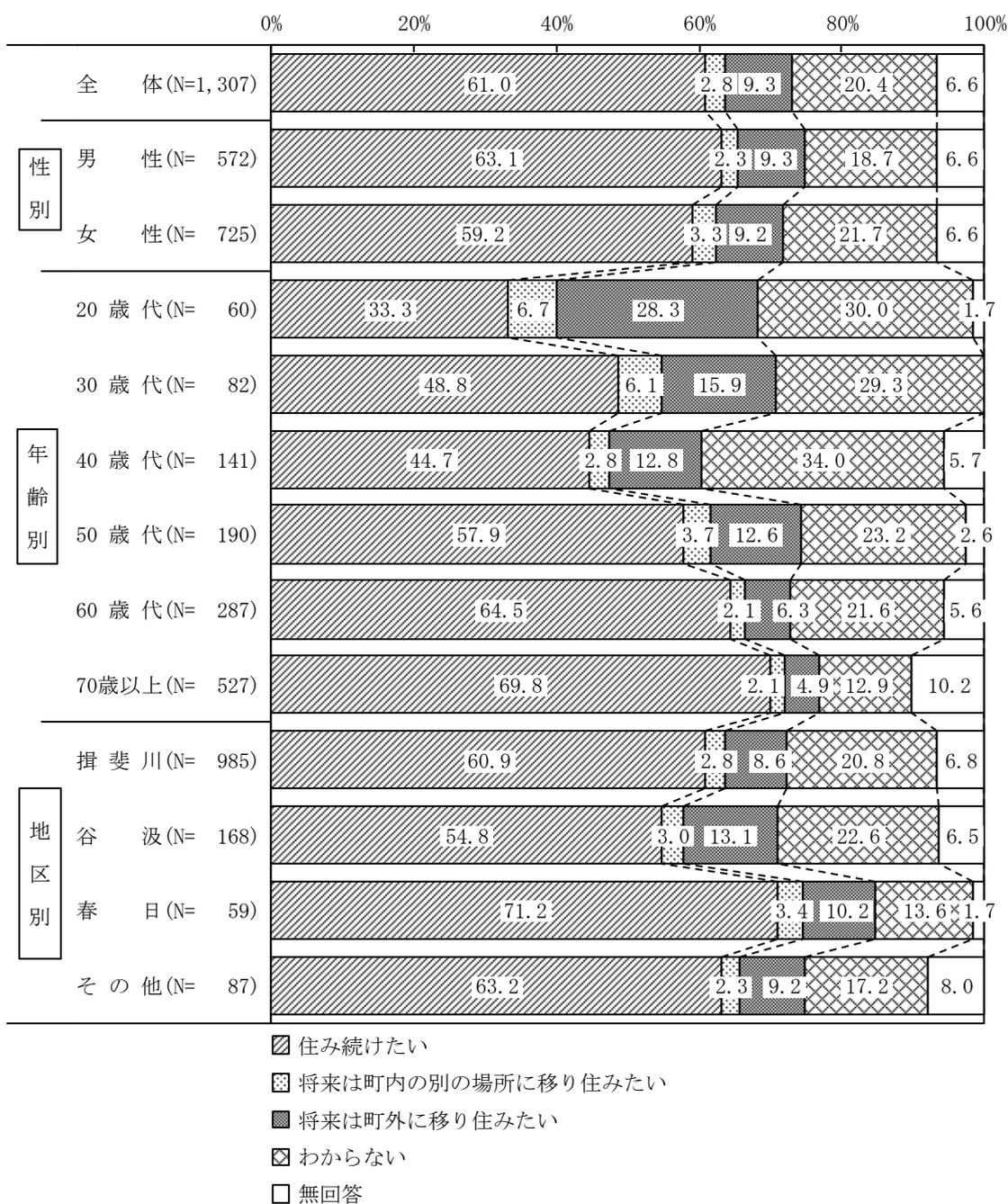
(10) これからの揖斐川町について

「あなたは現在お住まいのところに将来も住み続けたいですか」という設問に対しては、「住み続けたい」が61.0%を占めています。「将来は町外に移り住みたい」は9.3%です。

「住み続けたい」が高いのは、性別では男性、年齢別では年齢が上がるほど高くなる傾向にあります。地区別では春日地区が70%を超えています。

「将来は町外に移り住みたい」は、20歳代が28.3%と高くなっています。

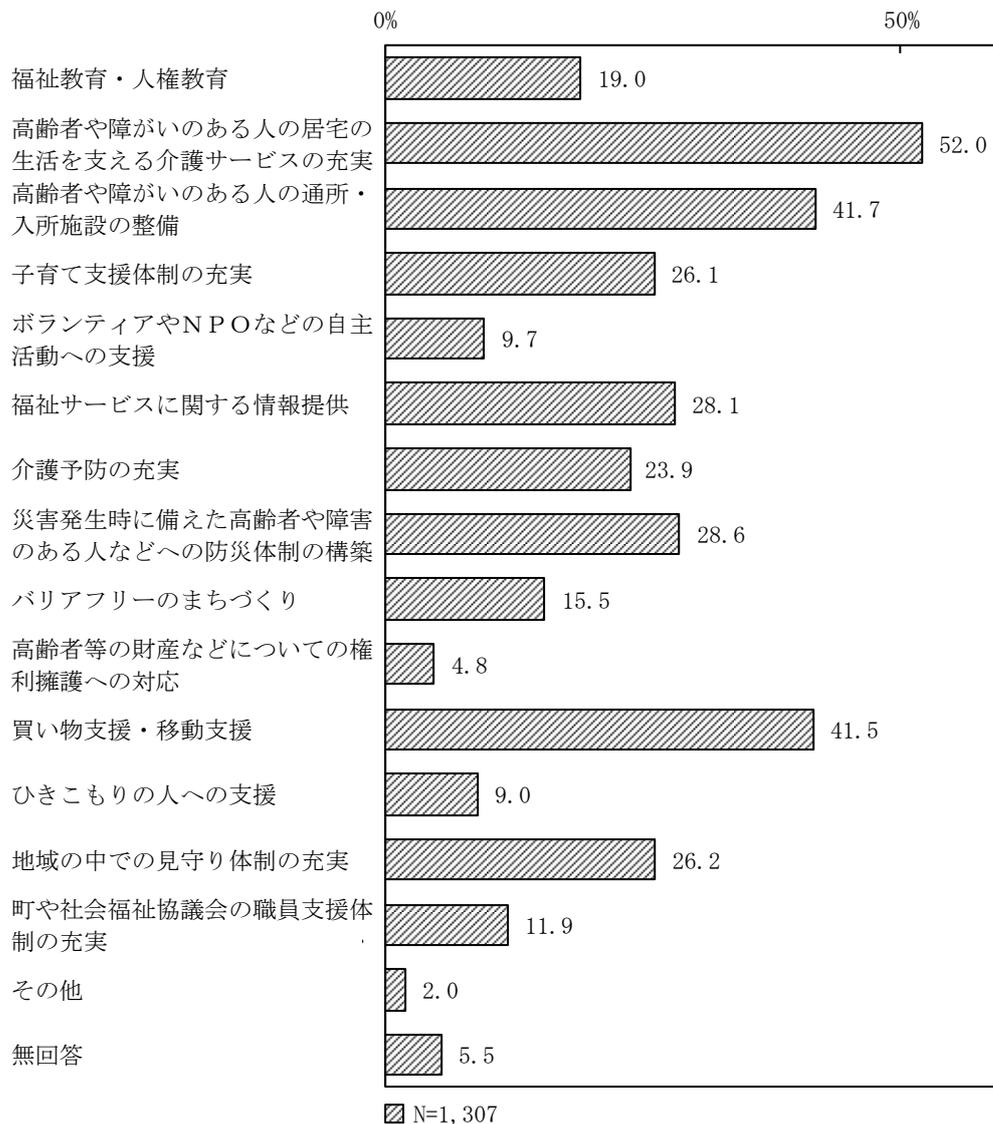
図表 2-12 将来も現在の居住地に住み続けたいか



## (11) これからの揖斐川町の福祉で大切なこと

これからの揖斐川町の福祉において大切だと思われることとしては、「高齢者や障がいのある人の居宅での生活を支える介護サービスの充実（以下「居宅介護サービスの充実」）」が52.0%と最も高く、「高齢者や障がいのある人の通所・入所施設の整備（以下「通所・入所施設の整備」）」「買い物支援・移動支援」も40%以上です（図表2-13）。

図表2-13 これからの揖斐川町の福祉で大切なこと（複数回答）



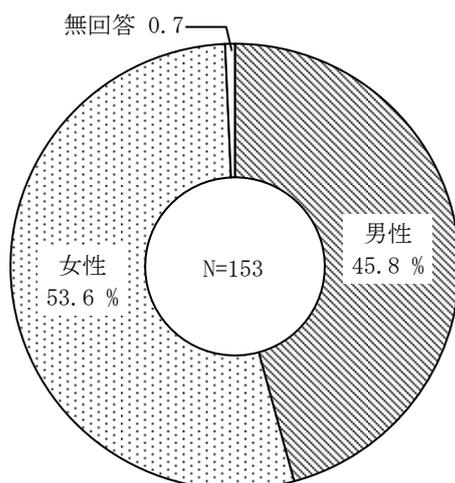
## 2 中学生調査（抜粋）

### (1) 回答者の基本属性

#### ① 性別

回答した生徒の性別は、男性が45.8%、女性が53.6%と、女性が男性よりも7.8ポイント高くなっています。

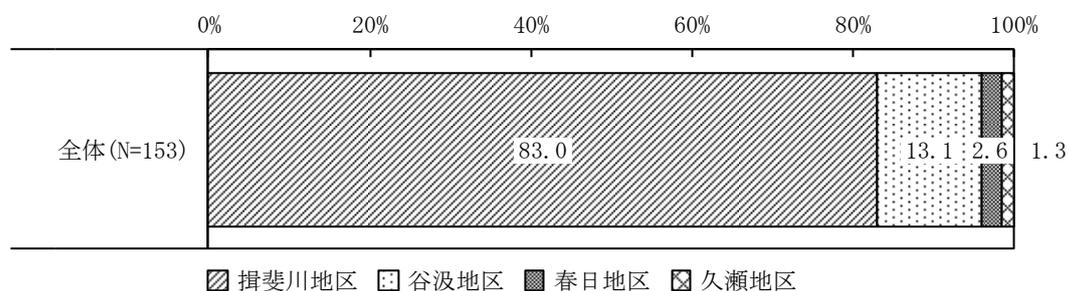
図表2-14 性別



#### ② 居住地区

回答者の居住する地区は、「揖斐川」が83.0%を占め、「谷汲」が13.1%、春日地区が2.6%、久瀬地区が1.3%となっています。なお、本項以降について、地区別に見る場合には、揖斐川地区以外を合わせて「その他」の地区としています。

図表2-15 居住地域



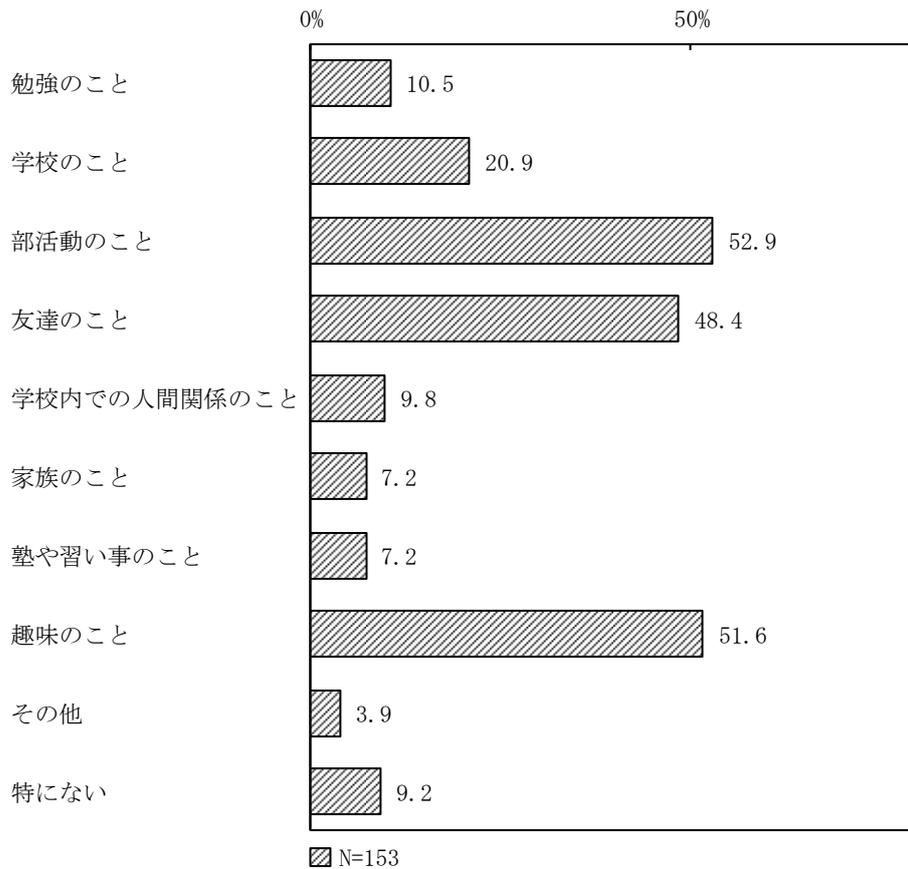
(注)「藤橋地区」「坂内地区」の選択肢については該当がなかった。

## (2) うれしかったことや楽しかったこと

最近のうれしかったことや楽しかったこととしては、「部活動のこと」「趣味のこと」「友達のこと」が50%前後と高くなっています（図表2-16）。

「その他」として、「ゲームのこと（2人）」「クラブチームのこと」「好きなK-POPのライブに当たったこと」「アニメを見たこと」が記載されていました。

図表2-16 最近のうれしかったことや楽しかったこと（複数回答）

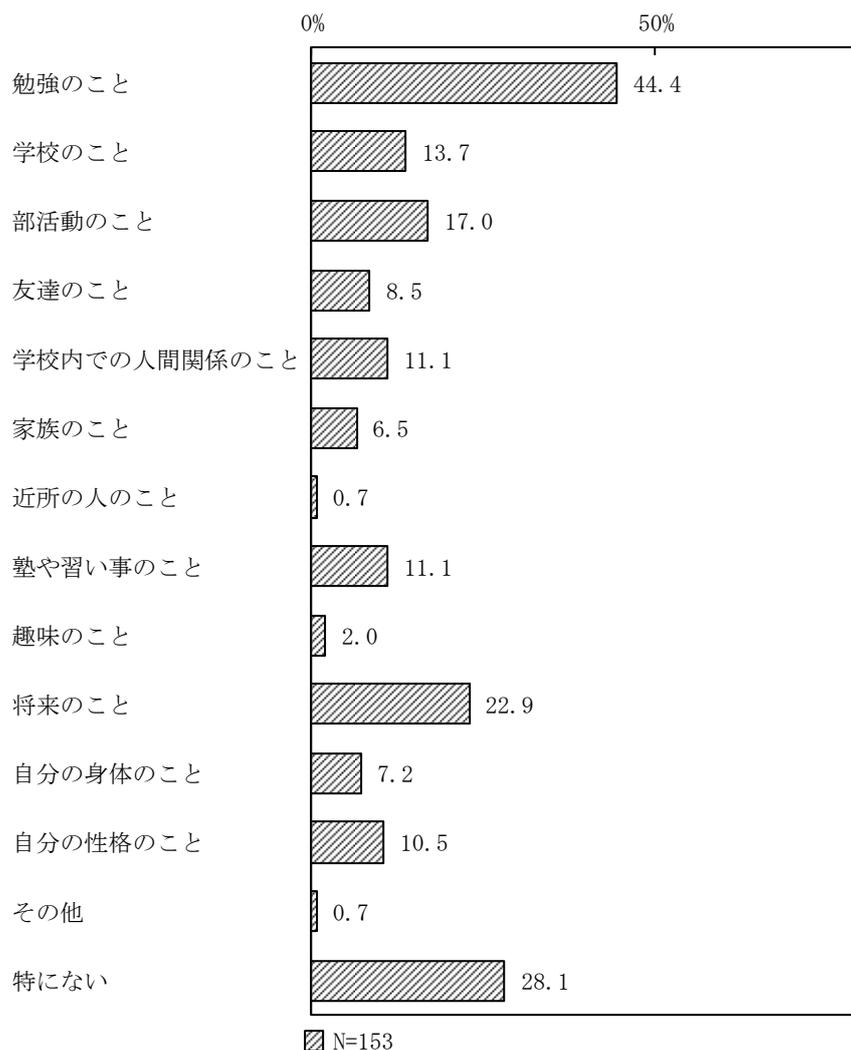


### (3) 悩みや嫌なこと

最近の悩みや嫌なことを尋ねたところ、「勉強のこと」が 44.4%と最も高くなっています。「将来のこと」「部活動のこと」「学校のこと」「学校内での人間関係のこと」「塾や習い事のこと」「自分の性格のこと」も 10%以上です（図表2-17）。

「その他」として「もっと背が伸びてほしい」がありました。

図表2-17 最近の悩みや嫌なこと（複数回答）

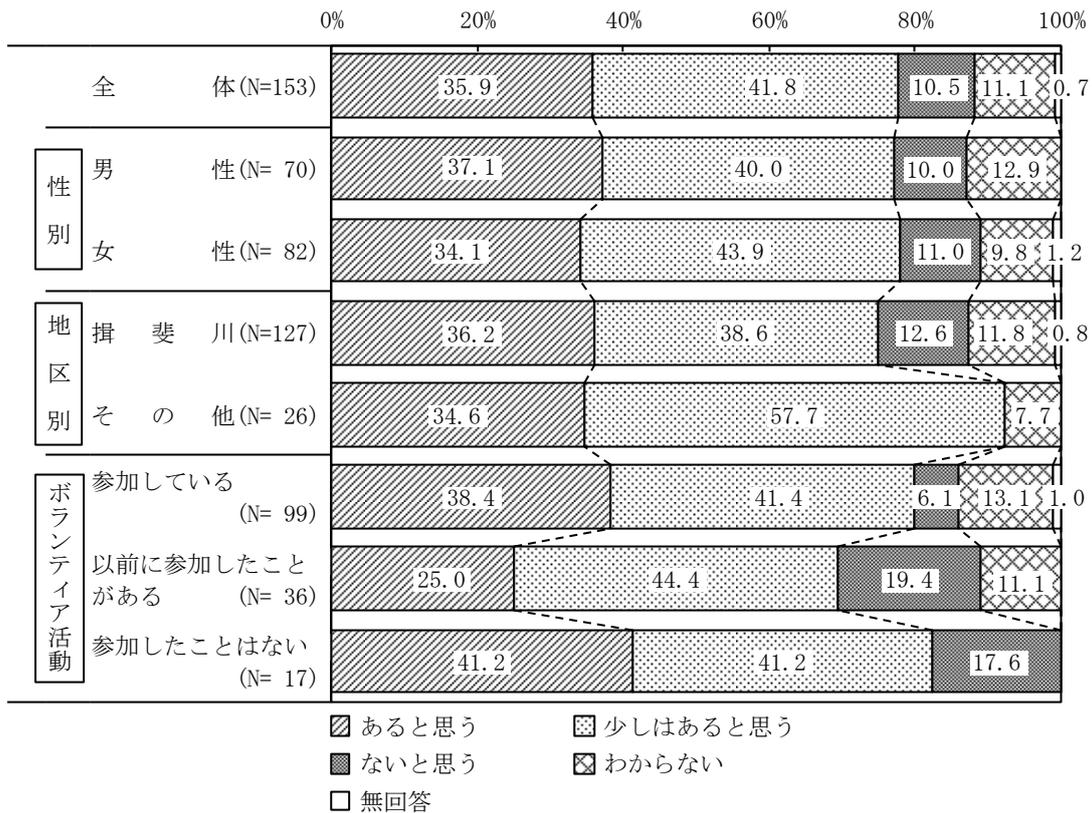


(4) 障がい者への差別や偏見

「あなたは、世の中には、障がいのある人に対して、差別や偏見があると思いますか」という設問に対しては、「少しはあると思う」が41.8%と最も高くなっています。これに「あると思う」を加えた＜あると思う＞は77.7%、「ないと思う」は10.5%という結果です。

＜あると思う＞が高いのは「その他」の地区で90%を超えています。

図表2-18 障がい者への差別や偏見はあると思うか

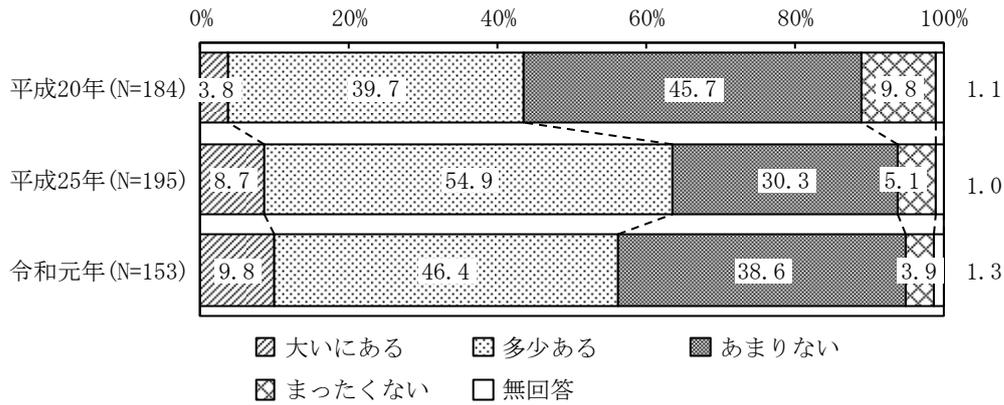


(5) 地域の助け合いや福祉への関心

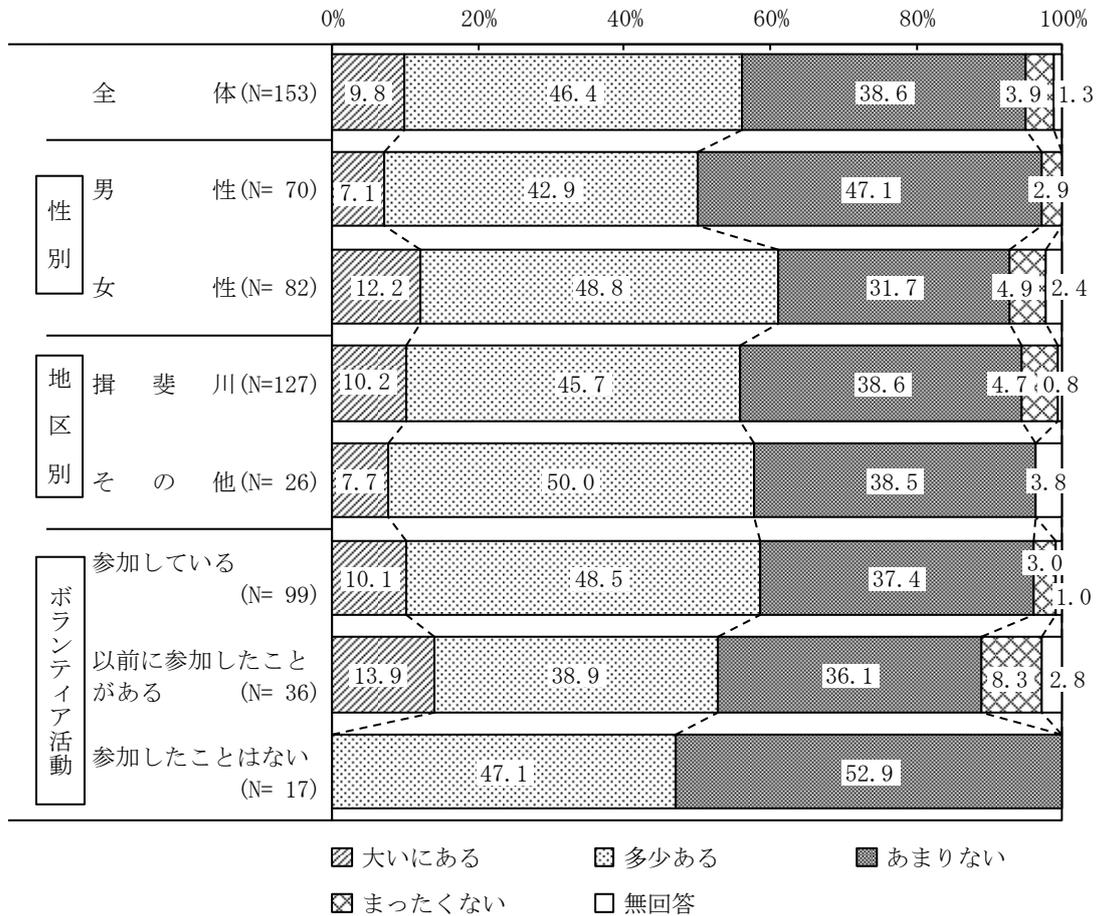
地域の助け合いや福祉などへの関心については、「多少ある」が46.4%と最も高く、これに「大いにある」を加えた＜関心がある＞は56.2%、「あまりない」と「まったくない」を合計した＜関心はない＞は42.5%となっています。過去の調査と比べると、「大いにある」は高くなり、＜関心がある＞は平成25年よりは低く、20年よりは高くなっています（図表2-19）。

属性別にみると、＜関心がある＞は女性が61.0%となり、男性より高くなりました。また、ボランティアの活動状況別では、「参加したことはない」が50%以上と高くなっています（図表2-20）。

図表 2-19 地域の助け合いや福祉への関心の推移（平成 20 年、平成 25 年調査と比較）



図表 2-20 地域の助け合いや福祉への関心（属性別）

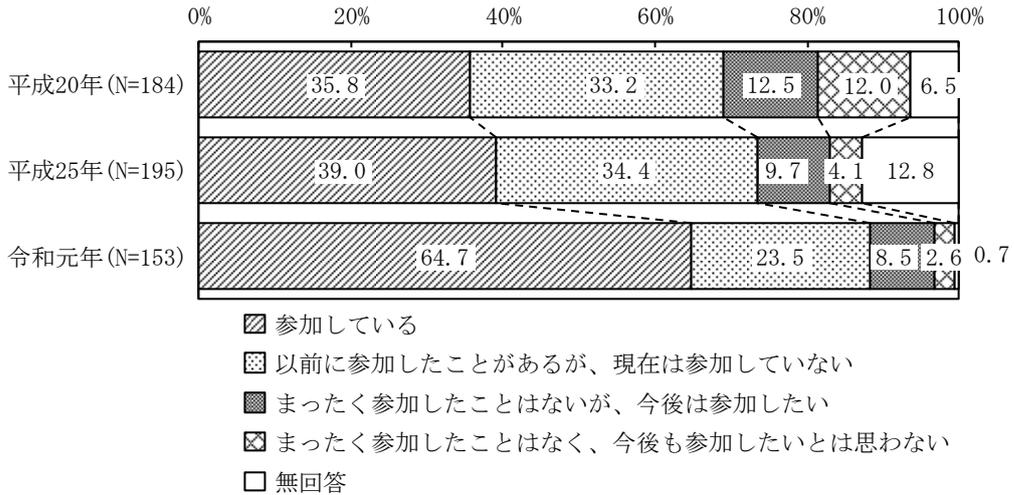


(6) ボランティア活動について

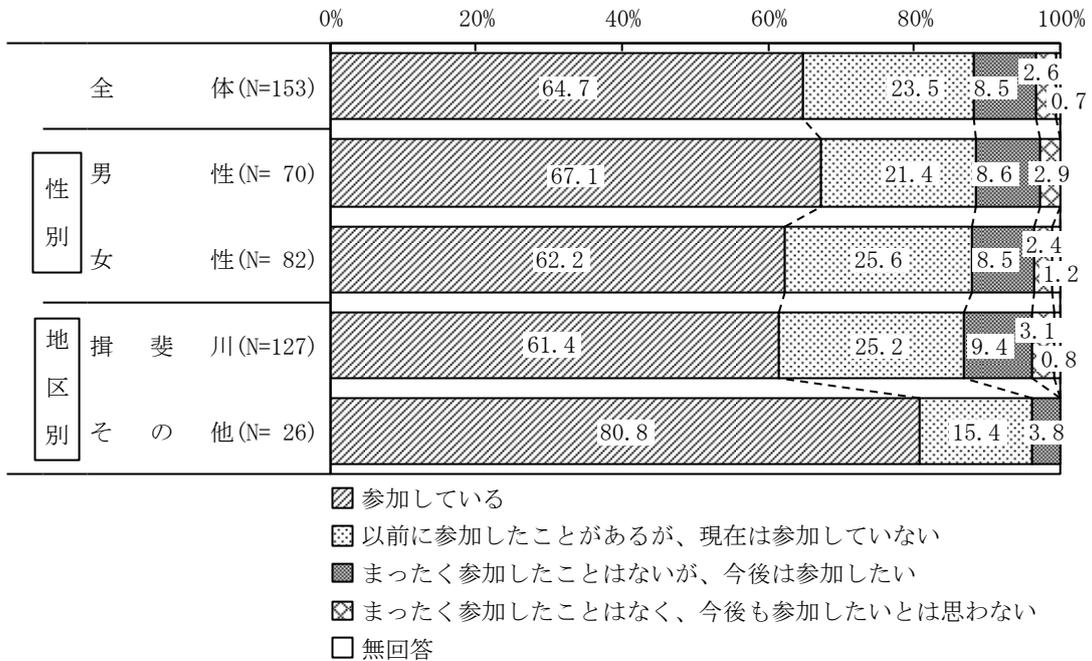
ボランティア活動については、64.7%が「参加している」と回答しています。過去の調査と比べると、「参加している」が高くなっています（図表2-21）。

「参加している」は、性別では男性が女性より 4.9 ポイント高く、地区別では「その他」の地区が 80.8%と非常に高くなっています（図表2-22）。

図表 2-21 ボランティア活動の参加状況の推移（平成 20 年、平成 25 年調査と比較）



図表 2-22 ボランティア活動の参加状況の推移（属性別）

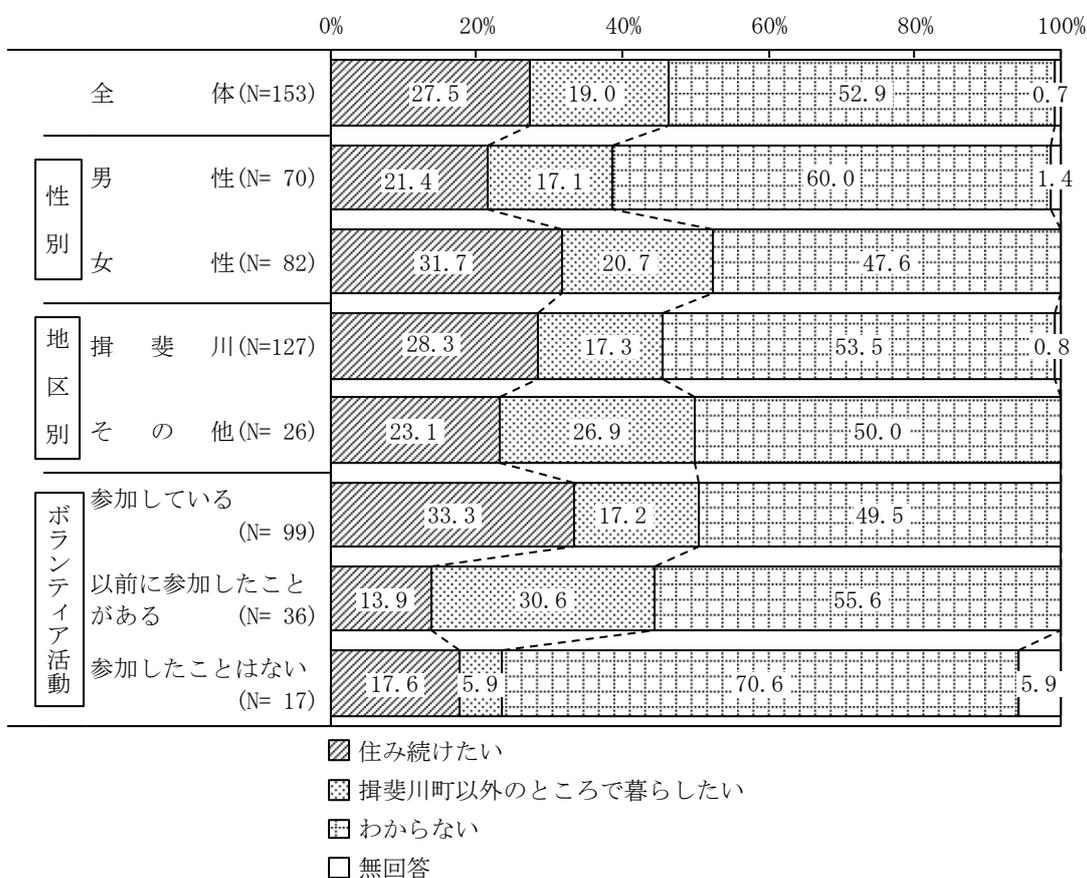


(7) これからの揖斐川町について

将来も揖斐川町に住み続けたいか尋ねたところ、「わからない」が過半数を占めています。「住み続けたい」は27.5%、「揖斐川町以外のところで暮らしたい」は19.0%となっています。

「住み続けたい」が高いのは、性別では女性、地区別では揖斐川地区、ボランティアの活動状況別では「参加している」です。「揖斐川町以外のところで暮らしたい」が高いのは、性別では女性、地区別では「その他」の地区、ボランティアの活動状況別では「以前に参加したことがある」です。

図表2-23 将来も揖斐川町に住み続けたいか



### 3 アンケート結果からみえる課題

#### (1) 自動車運転免許証の返納と移動手段（通院・買い物など）の確保

意見・要望では、高齢者の運転ミスによる事故が多発し、免許証の返納が話題となっている中、車に乗れなくなった場合の不安が多数寄せられています。そのため、今後商業施設の閉店や医療機関の移転等が進むことを見据え、高齢者の通院や買い物のための移動手段の確保について検討していく必要があります。

なお、アンケート調査はデマンドバスが運行を開始する前に行っているため、デマンドバスの状況がアンケート結果に反映されていないことについて留意する必要があります。

#### (2) 地域活動の負担

地域での活動（消防、自治会等の役や行事）についての負担が増えており、見直しを求める声があります。ボランティアも含め、地域を支えていく人材の確保が大きな課題と言えます。

#### (3) 若い世代が暮らしたくなるまちづくり

意見・要望では、高齢化、人口減少、若者の流出に対して、若い人が揖斐川町に住みたいと思えるような魅力あるまちづくり、住み続けられるような環境や福祉の充実、若い人口を増やすための努力（会社、工場の誘致）、などの声が多数ありました。地域福祉や子ども・子育て分野の課題と言うよりは、町の総合的な課題と言えます。

#### (4) 住みやすさ

現在住んでいる地域を住みやすいと感じているか尋ねたところ、「まあ住みやすい」（42.5%）と「住みやすい」（16.1%）を合計した＜住みやすい＞は58.6%です。「やや住みにくい」「住みにくい」を合計した＜住みにくい＞は16.1%となっており、＜住みやすい＞が＜住みにくい＞を42.5ポイント上回っています。しかし、過去の調査と比べると、＜住みやすい＞が9ポイント前後低下しています。

福祉の面からみた町の印象では、「犯罪が少なく安心して暮らせる環境」の満足感が非常に高い一方、「バスなどの公共交通機関の利便性」「障がいのある方が安心して暮らせる環境」「障がい者施設の整備」の満足感が低くなっています。

---

(5) 地域の福祉課題

地域の福祉課題としては、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している」が最も高く、次いで「交通が不便である」「地域の住民が65歳以上の高齢の人が多く、集落の維持が難しい」「老老介護の問題がある」「空き家が多い」となっており、高齢化、長寿化、過疎化に伴う課題と言えます。

(6) 家族以外の手助け

家族以外の誰かに手助けしてほしいことについては、41.7%の人が「ある」という結果となっています。その内容は「除雪作業」「草刈り・草取り」「地震など災害時の支援」などです。60歳以上の回答者が60%以上を占めていることから、全体では「除雪作業」や「草刈り・草取り」が高くなっていますが、20歳代・30歳代は「短時間の子どもの預かり」が高くなっており、子育て支援が重要な課題となっています。

(7) 地域生活で最も重要なこと（自助・互助・共助・公助の考え方）

地域生活について、最も重要と考えるものとしては、「地域住民がお互いにすすんで協力し、住みやすくするように心がける」（互助・共助）や、「自分で出来ることは自分でやっていく」（自助）をあげる人が80%以上となっており、「自分の生活上の問題や要望について行政に求めていく」は9.2%です。高齢化に伴う不安はあるものの、自分たちの課題は自分たちで、という高い意識のもと、地域での支え合いを継続・再構築していく取り組みが求められます。

(8) 地域でのつながりや活動

近所付き合いでは、「用事があると電話や会話をする関係」「よく行き来し、世話をしたりする家族同然の付き合い」の比較的濃い付き合いの割合は58.4%、「顔が合えばあいさつをする程度」「ほとんど付き合いがない」の比較的薄い付き合いは41.0%となっています。年齢別では年齢が高いほど近所付き合いは濃くなっています。付き合いが比較的濃い地区もありますが、世代交代や生活のスタイルの変化などによって付き合い方が薄くなり、変化していくことは当然とも言えることから、新しい関係づくりを模索していくことが求められます。

### (9) 相談相手、情報の入手

困ったときの相談相手としては、「親族」「知人・友人」が高い割合ですが、「相談できる人がいない」も3.2%あります。平成25年調査と比べると、「医師・看護師」「ケアマネジャー・相談支援専門員」の医療・看護・介護の専門職が高くなってきており、これら専門職の役割が重要視されます。また、地域福祉を推進していく上で、これら事業者との連携はさらに重要になります。

福祉サービスに関する情報の入手先としては、「町の広報誌『広報いびがわ』」が最も高く、「社会福祉協議会の『広報かけはし』」も比較的高い割合です。これらを通して、福祉に関する啓発活動、わかりやすい福祉の情報提供を継続して行っていく必要があります。

### (10) 障がいのある人への差別の解消

障がいのある人に対する差別や偏見があると感じたことが「ある」と回答した人は31.5%ですが、20～50歳代では40%を上回っています。差別や偏見を感じた場面は「地域社会」が突出しており、障がいおよび障がいのある人についての正しい理解、障がい者施策に関する動きや新しい考え方（インクルージョン、合理的配慮の提供など）についての啓発活動、教育活動を強化し、障がいを理由とする差別の解消を図る必要があります。

### (11) 災害時の支援

災害時における助け合いを行う上で必要なこととしては、「地域の中での日ごろからのあいさつ、声かけや付き合い」「家族や親族との普段からの連絡や交流」の2項目が50%以上と高くなっており、地域でのつながり、支援体制の構築が必要と言えます。

介護の必要な高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者への支援について、個別支援計画の策定などにより地域での体制づくりが求められます。

### (12) ボランティア活動

ボランティア活動への参加状況は、現在「活動している」（参加率）は19.1%、これに「以前に活動したことがある」（27.4%）を加えた＜活動経験がある人＞の割合は46.5%、「活動したことはない」は46.4%となっています。

ボランティア活動の内容としては、「美化・清掃に関わる活動」が最も高く、「スポー

---

ツ・文化・レクリエーション活動」「高齢者に関わる活動」も比較的高い割合となっています。また、今後できそうな地域の助け合いとしては、「安否確認の声かけ」が最も高く、「草刈り・草取り」「話し相手」「地震など災害時の支援」「生活必需品などの買い物」も比較的高くなっています。中学生のアンケートでは、「清掃・美化・ごみリサイクル」「祭りや地域行事、イベント（いびがわマラソンなど）の手伝い」の2項目が高い割合となっています。

地域の助け合い（有償・無償のボランティアを含む）への参加意向については、「ぜひ参加したい」は6.2%です。これに「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」を加えた＜参加意向＞は57.1%となります。この高い参加意向を踏まえ、助け合いに参加する動機づけ、参加しやすい活動・企画、参加しやすい仕組みなどを工夫することにより、参加を促進していくことが求められます。

#### (13) 揖斐川町社会福祉協議会に望む事業

揖斐川町社会福祉協議会に望む事業としては、「ひとり暮らし高齢者などの見守り」が最も高く、「買い物・移動支援」「高齢者などの通いの場づくり」も比較的高い割合です。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が予測されることから、見守りはもちろん、自家用車を利用しなくなった高齢者の買い物や通院の支援など、日常生活支援の充実が求められます。また、介護予防、フレイル（虚弱）予防などのための「通いの場」づくりを、地域と協力して推進していくことが求められます。

(注) 「3 アンケート結果からみえる課題」は、調査結果報告書の全体版からまとめました。

## 第3章 基本理念等

### 1 基本理念

本町には、人口減少や少子高齢化等の様々な課題がありますが、人と人との強いつながりが残っている地域でもあります。しかし、住民同士の関係が近いからこそ、問題や悩みごとを地域の中で相談しにくくなることも考えられます。また、本町は約803 km<sup>2</sup>の広大な面積を有しており、その地理的特性のため、サービス提供基盤を整えにくいという現状がありますが、そのような状況下にあっても誰もが普通の暮らしをできるようにするためには、地域の特性に応じて取り組みを進めていく必要があります。地域住民や関係機関の参加と主体的な取り組みによって、地域に存在する様々な福祉課題を解決していくことが、地域福祉計画を策定する目的となります。

地域福祉計画においては、基本理念や基本目標が計画の柱となります。第3期地域計画の基本理念については、第1期、第2期の計画において「参加」「主体性」「共生」を掲げてきましたが、その必要性は変わっていないことから、第3期の計画においても基本理念として引き継ぐこととし、次のように改めて表記することとします。

#### I 認め合い、交流してつくる福祉のまち 『参加』

住み慣れた地域で誰もが安心して日常生活を送るためには、地域というつながりの中で、互いに認め合うことが必要です。交流し、地域のつながりの中に参加することで、誰にとっても住みやすい地域づくりにつなげます。

#### II 学び、教え合い、積極的に行動してつくる福祉のまち 『主体性』

継続的に地域福祉活動の担い手が育成されるよう、主体的に学べる機会や経験できる機会を確保するとともに、地域の中で力を発揮できる仕組みを整えていく必要があります。「地域の力」を活かした地域福祉を進めます。

#### III 互いに気を配り、支え合ってつくる福祉のまち 『共生』

人口の高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯の増加が見込まれます。また、障がいの課題も地域の中に存在しています。互いに気を配り、誰もが地域の一員としての暮らしをできるように、地域福祉を進めます。

## 2 基本目標

本町では、第1期、第2期の地域福祉計画において、「みんなで作ろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち」を基本目標に掲げ、様々な取り組みを実施してきました。実際に、第2期の計画期間においては、高齢化率が高まり、介護サービス等を必要とする人が地域において増加する中で、関係者の関心も高くなり、住民同士が支え合う体制の構築や行政の相談支援体制は強化されてきたと評価できます。しかし、その一方で、地域の中には問題を抱えても誰にも相談できない人がいることも否定できません。また、病気や障がいなどへの理解が深まらず、様々な場面で嫌な思いをしている人もいるかもしれません。なかなか自分から相談・行動できない人については社会的に排除されてしまう傾向があり、本町においても、誰もが地域の中でその人らしく意欲や能力を発揮できるような「地域共生社会」の実現に対しては、まだ道半ばであると言えます。

さらに、「支援」には生活支援や就労支援、相談支援などの様々な種類があり、適切な時期に支援を受けられることが重要となります。関係機関が相談を受けたときには、専門分野以外の相談であっても断らず、地域の一員として受け止め、関係機関につなぐなど、より適切な支援につなげるための姿勢が必要です。

第3期の計画の基本目標については、このような「地域共生社会」の構築を目指すという意図を強調する必要があると考えられることから、第2期計画の基本目標を変更することとし、次のとおり設定します。

### みんなで作ろう 「いびがわ」の共生社会

第3期の計画においても、これまでと同様、行政はもちろん、地域住民、ボランティア、関係団体、サービス事業者等の地域の様々な人が参画し、世代や分野を超えてつながることにより、地域福祉を推進することを目指します。そして、対象者を限定した「支え合い」ではなく、地域の一員としての存在を互いに認め合い、誰もが地域の中でその人らしく意欲や能力を発揮できるよう、ひいては、揖斐川町という地域を暮らしやすい地域にできるように、包括的な取り組みを進めていく必要があります。

そのため、本計画においては、障がいのある人も、介護が必要な人も、経済的に困っている人も、孤立している人も、地域で問題を抱えて支援を必要としている人すべてを包みこむ「いびがわ」の共生社会をみんなで実現させていくこととし、基本目標として設定することとします。

### 3 地域福祉を推進する上での基本的な考え方

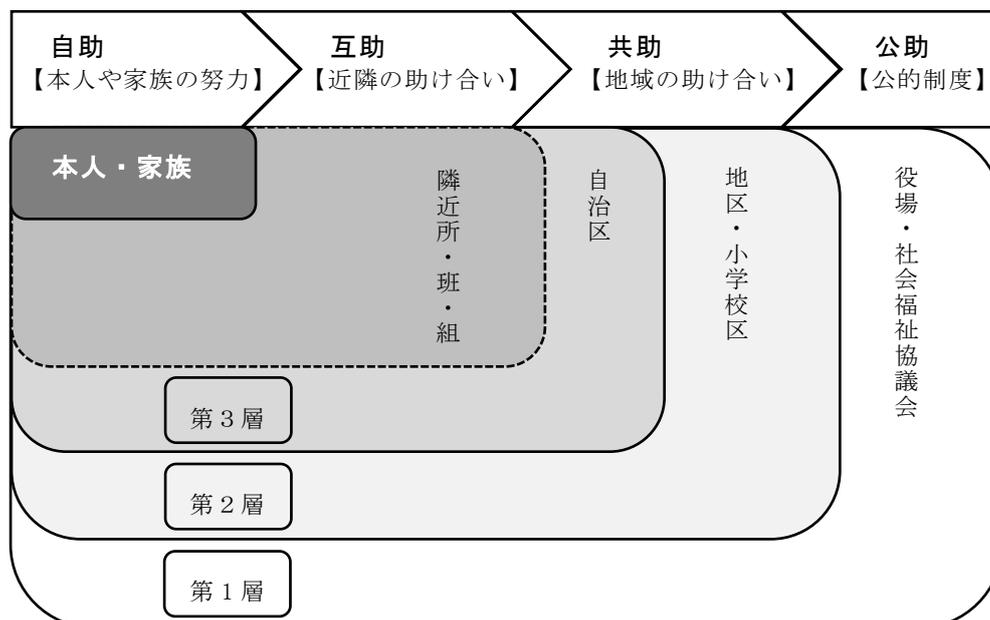
#### (1) 自助・互助・共助・公助

地域の福祉課題を解決するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本として、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくことが必要です。「自助」は自分自身や家族の努力で備えること、「互助」は隣近所で助け合うこと、「共助」は本計画では「互助」よりも広い範囲として地域で助け合うこと、「公助」は行政等の公的支援として位置づけます。

地域住民が抱える福祉課題の解決に向けては、「公助」による公的支援が必要なものもありますが、「自助」「互助」「共助」によって取り組むことが必要なものもあります。なぜなら、福祉課題の中には、家族との関係の希薄化、地域社会からの孤立によって生じるものが少なくないからです。住み慣れた地域での生活を継続していくためには、公的支援はもとより、地域での見守りや日常のちょっとした困りごとを解消できるような生活支援や人とのつながりが重要であると考えられます。

本計画では、「自助」として緊急時や災害時の個人的な備えなどを、「互助」として周囲が見守り助け合うことなどを、「共助」として地域住民による地域福祉活動の充実を図っていくことなどを、「公助」として断らない相談支援や誰ひとり取り残さない支援を提供していく内容などを掲げます。住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるようにするため、地域全体の中でそれぞれの役割を果たしながら地域福祉を推進していく必要があります。

図表3-1 自助・互助・共助・公助



---

## (2) 共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）

「自助」「互助」「共助」「公助」は、「助ける」「助けられる」という関係を示していますが、実際には、その関係性から外れてしまう人もいるかもしれません。病気や障がい、介護等の理由で、自分から行動できない、地域での取り組みに参加できない、などの状態になると、誰にも相談できず、問題を抱え込みやすくなると考えられます。また、そのような状態が続けば社会的に孤立し、社会的なつながりから排除されていくおそれもあります。

しかし、このような何らかの支援を必要としている人を、排除するのではなく、社会の構成員として包み、支え合うという「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）の視点が重要です。障がい者、認知症の人やその家族、ひとり暮らしで閉じこもりの高齢者、生活困窮者など、地域には様々な人が暮らしていますが、誰もが地域の一員であることに違いありません。

ソーシャル・インクルージョンは、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合う」という意味であり、ソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除）の対義語です。もともとは、第2次世界大戦後のヨーロッパにおいて生まれた概念であり、戦後の復興が進み、福祉制度が整備されても、その中においてでさえ、なお社会的に排除されてしまう人々が存在することを問題視したことから生まれた言葉です。

このソーシャル・インクルージョンは、「ノーマライゼーション」が発展した概念だと言われています。ノーマライゼーションは、障がいを持つ人も、持たない人も、地域の中で普通にあたりまえの暮らしができる社会のことを指しますが、ソーシャル・インクルージョンは、様々な個性を持つ人を、その多様性を含めて個人として認め、そのまま社会の中に包み込むことを指します。つまり、多様な価値観を許容できる社会であることが前提となっており、その社会の中で誰も差別されたり排除されたりしない相互共生社会を構築することが重要であるとの認識に立っています。

ソーシャル・インクルージョンは、国連の「障害者の権利に関する条約」の基本理念となり、日本でも、地域包括ケアシステムの構築を推進する上での基本的な概念となっています。本計画では、ソーシャル・インクルージョンを基本的な考え方に位置づけ、「いびがわ」の共生社会の実現に向けて取り組むこととします。

## 4 基本方針

本計画では、基本目標を実現するために、次の3つの基本方針を設定し、各方針に沿って各種施策・事業を体系化し、実施することとします。

### 【基本方針1】「地域の力」を活かして地域福祉を推進します

「自助」「互助」「共助」の取り組みを強化していくためには、地域福祉活動の担い手を確保し、住民自身が地域福祉の主役となれるような仕組みの構築が必要になります。また、地域の福祉課題や地域福祉活動の必要性について理解し、共有していくことにより、地域共生社会の意識が広がります。

「地域の力」を活かして地域福祉を推進していくために、イベントの実施や広報・啓発活動、福祉教育の充実を進めます。また、町社会福祉協議会において設置されているボランティアセンターの機能が充実するように支援します。さらに、福祉連絡会の立ち上げなど、地域における見守り体制の構築や充実などを支援し、地域福祉の推進につなげます。

### 【基本方針2】誰ひとり取り残さない支援体制を構築します

「公助」の強化として、複合化・複雑化する福祉課題へ対応するため、適切に必要な機関等へつなぐことのできる包括的な相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を含め、地域包括ケア体制の構築や切れ目のない支援体制の構築に向けて取り組みます。さらに、住民に向けた情報提供を充実させるとともに、福祉サービスや就労支援の充実に向けて取り組みます。

### 【基本方針3】安全・安心に暮らせる福祉の仕組みを整えます

障がいのある人や高齢者など、誰もが安心して地域の中で暮らせるように、社会福祉法人に対して法人後見の実施に向けた働きかけを実施し、成年後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図るとともに、移手段の確保について検討し、地域住民やボランティアを含めた災害時や緊急時の支援体制の構築を図ります。

## 5 施策の体系

基本方針	施策	事業・取り組み	
1 「地域の力」を活かして地域福祉を推進します	福祉教育・啓発活動の充実	学校等における福祉教育の推進	
		イベント等を通じた啓発活動の実施	
		町民を対象とした福祉に関する学習機会の提供	
		人権の尊重・理解の促進・差別の解消に向けた取り組みの実施	
		虐待・DVの防止に向けた取り組みの実施	
		バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
	地域福祉活動を担う人材の確保についての支援	生活支援サポーターの継続についての支援	
		ボランティアセンターの活性化	
		地域福祉活動への支援	地域福祉懇談会の実施
			サロン活動への支援
			福祉活動団体への活動支援・連携強化
			見守り台帳への登録の促進
			地域見守り活動への支援
			民間事業者による見守り活動の促進
協議体の設立の推進			
2 誰ひとり取り残さない支援体制を構築します	情報提供の充実	ホームページによる情報提供の充実	
		広報誌による情報提供の充実	
		相談窓口における情報提供の充実	
	相談支援体制の充実	相談窓口の周知	
		身近な相談支援の充実	
		専門機関との連携による包括的相談支援体制の構築	
		複合的な問題に対応できる相談支援体制の整備	
		相談員の質の向上	
	包括的支援体制の構築	地域自立支援協議会の充実	
		地域ケア会議の充実	
		地域包括ケアシステムの充実	
		切れ目のない支援体制の構築	
	サービス・就労支援の充実	必要なサービスの確保	
		サービスの質の確保	
		就労支援・社会参加の推進	
		苦情対応の実施	
	3 安全・安心に暮らせる福祉の仕組みを整えます	権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進
権利擁護の包括的な支援体制の構築			
法人後見の確保			
中核機関の設置に向けた取り組みの推進			
移動手段の確保		福祉有償運送の検討	
		ボランティア等による移動手段の確保	
自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制の充実		緊急通報システム貸与事業の周知	
		避難行動要支援者の安否確認・連絡体制の整備	
		避難行動要支援者の個別計画の策定	
		災害時の避難対応等についての訓練の実施	

## 第4章 基本計画

### 【基本方針1】「地域の力」を活かして地域福祉を推進します

#### (1) 福祉教育・啓発活動の充実

No.	施策	事業・取り組み
No.1	学校等における福祉教育の推進	<p><b>町の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 幼・小・中学校等において、福祉教育を実施します。</li> <li>▶ 施設の訪問やボランティアの体験等ができる機会を確保します。</li> </ul> <p>《説明》 幼児期から学齢期にあたる期間において、体験や交流を基本とした福祉教育に取り組みます。</p>
No.2	イベント等を通じた啓発活動の実施	<p><b>町の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 町民が参加して福祉を学べる機会、体験交流できる機会、福祉関係者の相互交流の機会として、いびがわ健康福祉フェアを開催します。</li> <li>▶ いびがわパママ子育てフェスタを開催し、子育て支援についての周知を行います。</li> <li>▶ その他のイベント等を通じた啓発に取り組みます。</li> </ul> <p>《説明》 福祉に関するイベントとして、「いびがわ健康福祉フェア」と「いびがわパママ子育てフェスタ」を毎年開催しています。イベントを周知し、参加者の増加につなげ、多くの町民に啓発できるよう取り組みます。</p>
No.3	町民を対象とした福祉に関する学習機会の提供	<p><b>町の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 町民を対象とした福祉についての講演会・研修会等を開催し、福祉について学べる機会を提供します。</li> </ul> <p>《説明》 講演会・研修会等の開催により、福祉について学べる機会を確保し、地域福祉の推進につなげます。</p>
No.4	人権の尊重・理解の促進・差別の解消に向けた取り組みの実施	<p><b>町の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人権の尊重、理解促進に向けて、ホームページや広報誌等を通じ、教育・啓発活動を行います。</li> <li>▶ イベントの開催等を通じ、障がいへの理解を深めるための教育・啓発活動を実施します。</li> </ul>

		<p>➤ 認知症サポーターの養成等を支援し、認知症に対する理解を促進します。</p> <p>➤ あらゆる差別の解消に向けて啓発活動を行います。</p> <p>《説明》</p> <p>地域福祉計画アンケートの結果によれば、障がい者差別の多くは地域社会の中で発生しています。また、認知症高齢者も人口の高齢化に伴って増加すると予測されています。人権の尊重・理解の促進・差別の解消に向けて、チラシの配布や講演会の開催等の様々な啓発活動を実施します。</p>
No.5	虐待・DVの防止に向けた取り組みの実施	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応につながるよう、啓発活動を実施します。</p> <p>➤ 虐待事例についての協議や関係機関の連携を目的とした虐待対策地域協議会を定期的に開催します。</p> <p>➤ DV（家庭内暴力）の相談に対応し、適切な支援につなげます。</p> <p>《説明》</p> <p>町内においても、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DVなどの事例が発生しています。何が虐待にあたるのか等の虐待防止のための啓発活動を行うとともに、早期発見・早期対応に向けて取り組みます。また、関係機関の連携や合同会議の開催により、虐待やDVの相談を適切な支援につなげます。</p>
No.6	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくというユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設備の設置を進めるよう、啓発活動を推進します。</p> <p>➤ ヘルプマークについて啓発するなど、ソフト面のバリアフリー化を推進します。</p> <p>《説明》</p> <p>バリアフリーとは、ハード面としての段差解消などの環境部分だけではなく、マナーの向上など、ソフト面としての意識行動部分も含まれます。また、障がいがあってもなくても、誰もが使用できるようなユニバーサルデザインの考えを取り入れた設備の設置を進めるよう、啓発活動を推進します。</p>

## (2) 地域福祉活動を担う人材の確保についての支援

No.	施策	事業・取り組み
No.7	生活支援サポーターの継続についての支援	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶有償ボランティアである「おたすけサポーターはなもも」の活動が継続できるように、登録サポーターを確保するための養成講座や、質の向上のための講座等に対する支援を行います。</p> <p>《説明》</p> <p>「おたすけサポーターはなもも」は、日常のちょっとした困りごとを解決するための有償ボランティア組織であり、住民同士の支え合いを目的に活動されています。高齢者世帯の増加に伴い、住み慣れた地域の中で生活を続けていくために、普段の暮らしの中でのちょっとした困りごとに対する支援が必要になります。この事業は、町社会福祉協議会を通じてサポーターを派遣し、ゴミ出し、室内掃除、買い物の同行・代行、話し相手（見守り）等の支援を行うものであり、町社会福祉協議会に委託して実施しています。活動の継続と質の向上に向けて支援を実施します。</p>
No.8	ボランティアセンターの活性化	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ボランティアセンターの存在が町民に広く周知され、センター機能が活性化されるように、町社会福祉協議会に対して働きかけます。</p> <p>▶ボランティアや地域活動に興味のある人が、活動を始めるきっかけとして参加しやすいような講習会や体験会の開催を支援します。</p> <p>▶町民の特技や能力、意欲を活かせるボランティア制度の構築を支援します。</p> <p>▶ボランティア登録者・ボランティア利用者を増やすため、需要把握や情報公開等の支援を行います。</p> <p>▶ボランティア従事者の質の向上のため、研修会の開催についての支援を行います。</p> <p>▶手話通訳、要約筆記、音訳など、専門技術を要するボランティアの人材育成に努めます。</p> <p>《説明》</p> <p>ボランティアセンターは、町社会福祉協議会に設置されており、ボランティアの登録やボランティア活動保険への加入手続などが行われています。しかし、地域福祉計画アンケートにおいて、第2期の計画策定時と比較してボランティア活動が活発になったかどうかを尋ねた</p>

		<p>ところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答よりも、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の回答が多く、また、質問した全項目の中で比較した場合にも、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した割合が最も高いという結果が出ました。また、民生児童委員の方へのヒヤリング結果においても、早急に取り組むべき事柄として、ボランティアコーディネート機能の強化が指摘されています。</p> <p>「地域の力」を活かして地域福祉活動を推進していく上で、ボランティアセンター機能の充実は不可欠であることから、周知の徹底や各種施策の実施において町社会福祉協議会との意思統一を図り、多くの町民から評価されるように取り組みます。</p>
--	--	--

### (3) 地域福祉活動への支援

No.	施策	事業・取り組み
No.9	地域福祉懇談会の実施	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 区長、民生児童委員、福祉委員等の関係者が地域の見守り活動等について話し合う機会として、地域福祉懇談会の開催を促進します。</p> <p>《説明》</p> <p>地域の福祉課題を地域の中で解決していくためには、地域の状況についての情報交換を行い、課題を他人事ではなく、自分事として共有していく必要があります。本町においては、毎年、区長・民生児童委員・福祉委員等が参加する地域福祉懇談会を開催していますが、この取り組みを今後も継続し、地域福祉の推進につなげます。</p>
No.10	サロン活動への支援	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 家に閉じこもりがちな高齢者などに生きがいの場を提供する高齢者ふれあいいいききサロンの活動への支援を行います。</p> <p>➤ 子育て世代向けのサロンや障がい者向けのサロンなど、様々な対象者が参加するサロン活動についての立ち上げなどの支援を行います。</p> <p>《説明》</p> <p>高齢者を対象としたふれあいいいききサロン活動は、地域や当事者が主体的に運営し、実施されていますが、町は介護予防事業としての活動の実施に対して支援を行っています。しかし、サロンが存在しない地区がある</p>

		<p>ことに加え、参加者や運営者の高齢化等により、消滅するサロンもあります。運営ボランティアの育成や、講師ボランティアの派遣など、「地域の力」をサロンの継続に活かせるよう、仕組みづくりを行います。また、子育て世代向けのサロンや障がい者でも参加できるサロン等の開設について、関係者や関係機関と検討します。</p>
No.11	福祉活動団体への活動支援・連携強化	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 町内で福祉活動をしている団体への支援を行い、連携を強化し、地域における福祉課題の解決につなげます。</p> <p>《説明》</p> <p>町内には、老人クラブや手をつなぐ親の会など、いくつかの福祉活動団体があり、財政的な支援を行っているところもあります。各団体との連携を強化し、イベントの開催や各種事業の実施など、協同した取り組みを行い、地域福祉の推進につなげます。</p>
No.12	見守り台帳への登録の促進	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 見守りカードの提出および見守り台帳の登録を促進し、家族と地域の連携による見守り体制の強化を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>本町では、見守りカードの提出による見守り台帳の整備に取り組んでいます。緊急時の家族等の連絡先をあらかじめ把握しておくという意義があり、ひとり暮らし高齢者に緊急事態が発生した場合に遠方に住む家族に連絡が取れるなど、役立っています。今後も家族と地域の連携による見守り体制の強化を進めます。</p>
No.13	地域見守り活動への支援	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 福祉連絡会等の立ち上げを支援し、地域での見守り活動の充実を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>本町では、毎年、地域福祉懇談会を開催していますが、地域福祉懇談会は、行政や社会福祉協議会が呼びかけ、地域の方に参加してもらうという関係性です。人口の高齢化等に伴い、地域の中に支援を必要とする人が増加していることから、地域が主体となって情報把握や情報の共有化に取り組む必要性が高まっています。地域が主体となった福祉連絡会等の組織の立ち上げを支援し、地域での見守り活動の充実を図ります。</p>

<p>No.14</p> <p>民間事業者による見守り活動の促進</p>		<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 日頃から地域住民と接する機会の多い民間事業者（新聞配達店等）と提携し、地域住民に異変を感じた際、通報してもらうよう取り組みます。</p> <p>《説明》</p> <p>本町では、住民同士のつながりが強く残っており、顔の見える関係による地域での見守り活動が実施されていることから、新聞配達員等の民間事業者による見守り活動については、都市部に比べて進んでいないのが現状です。しかし、条件に適合する民間事業者が存在する場合には、民間事業者と協力して見守り活動ができるよう取り組みます。</p>
<p>No.15</p> <p>協議体の設立の推進</p>		<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 地域の中で福祉課題の解決について主体的に取り組む、地域福祉の推進母体となる「協議体」の設立を推進します。</p> <p>《説明》</p> <p>「協議体」とは、各地域における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有および連携強化の場として地域の中に設置される組織です。協議体を設置する具体的な意義としては、その地域に足りないサービスを地域の力を活かして創っていくことであり（例えば、地域内で見守り活動を行ったり、地域主体の食事サービスを実施したりする等。）、本町においては、町全体としての第1層生活支援コーディネーターと圏域ごとの第2層生活支援コーディネーターを町社会福祉協議会に委託して配置し、協議体の設置に向けた取り組みを行っています。現在は、福祉連絡会等の立ち上げに向けた支援を中心に行っていますが、今後、協議体としての位置づけにつながるよう、取り組んでいく必要があります。</p>

**基本方針1における町民の取り組み**

- 家族と普段から連絡を取り合いましょう。
- 困ったときは、お互いに助け合いましょう。
- 自治会や地域福祉活動に関心を持ち、できるかぎり協力しましょう。

## 【基本方針2】誰ひとり取り残さない支援体制を構築します

### (1) 情報提供の充実

No.	施策	事業・取り組み
No.16	ホームページによる 情報提供の充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ ホームページにおいて、福祉サービスの内容や手続き、イベントなどについての情報提供を行います。</p> <p>《説明》 地域福祉計画のアンケート調査結果によれば、町のホームページを閲覧している割合は高くありませんが、情報を適切に更新し、ホームページの閲覧による情報把握ができるよう取り組みます。</p>
No.17	広報誌による情報提供の充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 「広報いびがわ」においてわかりやすく情報を発信するとともに、内容の充実に努めます。</p> <p>《説明》 地域福祉計画のアンケート調査結果によれば、町の広報誌を通じて福祉の情報を得ていると回答した割合が最も高いという結果になりました。「広報いびがわ」における適切な情報発信に取り組みます。</p>
No.18	相談窓口における情報提供の充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 役場窓口、公民館等の公共施設にパンフレットやチラシを配置し、情報提供や啓発活動を進めます。</p> <p>《説明》 相談や情報収集などのきっかけになるよう、パンフレットやチラシを公共施設に配置します。</p>

### (2) 相談支援体制の充実

No.	施策	事業・取り組み
No.19	相談窓口の周知	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 地域で支援を必要としている人が必要な支援を受けられるよう、各種相談窓口の周知を図ります。</p> <p>《説明》 ホームページや広報誌等において、各種相談窓口についての周知を行い、早期の相談につなげます。</p>

No.20	身近な相談支援の充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等を対象とした研修会等を実施し、住民主体による身近な相談体制の充実を図ります。</p> <p>《説明》 研修等を通じ、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の相談員としての質の向上を図り、相談日を設けるなど、町民が相談しやすい環境を整えます。</p>
No.21	専門機関との連携による包括的相談支援体制の構築	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター等の各関係機関が連携し、相談に対応できる地域包括ネットワーク体制を構築します。</p> <p>《説明》 町内にはいくつかの相談支援機関がありますが、その所在地は点在しています。様々な分野の各関係機関同士の連携を深め、包括的な相談支援体制を構築できるように、顔の見える関係づくりに取り組みます。</p>
No.22	複合的な問題に対応できる相談支援体制の整備	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 生活困窮やひきこもり、8050 問題などの複合的な問題に対応できるよう、縦割り・分野別ではなく、包括的に受け止める相談支援窓口の設置についての検討を行います。</p> <p>➤ 生活困窮者への支援については、生活困窮者の状況を適切に把握するとともに、社会福祉協議会やハローワーク、NPO等の支援団体等との連携を強化して対応します。</p> <p>➤ ひきこもりの人やその家族について、実態を把握するとともに、ひきこもりの人が社会とつながるための支援を行います。</p> <p>《説明》 ひきこもりや生活困窮等の複合的な問題を抱えている家庭の相談に応じるため、窓口の一本化や、就労から居場所までの社会とつながる仕組みづくりを国として進める方針が示されています。本町においても、複合的な問題に対応する窓口の一本化を検討すると同時に、関係機関の連携を強化し、包括的な支援を行う体制を整えます。</p>

No.23	相談員の質の向上	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 相談者が信頼して相談できるように、相談員の質の向上を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>相談支援の充実には、相談員の質の向上が欠かせません。相談者への対応、関係機関への引き継ぎ、ケース検討会議の開催による検討などが円滑に行えるよう、相談員の質の向上に取り組みます。</p>
-------	----------	---

## (3) 包括的支援体制の構築

No.	施策	事業・取り組み
No.24	地域自立支援協議会の充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 障がい者や障がい児の地域での暮らしを支えるため、地域自立支援協議会を開催し、内容の充実を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>地域自立支援協議会（協議会）は、障がい者総合支援法に規定されており、障がい者福祉の関係機関・関係団体・当事者および家族等によって構成され、障がい者等の支援体制の整備等についての協議を行うことを目的としています。本町においても毎年実施していますが、よりいっそうの活動の充実を図ります。また、現在は、揖斐郡 3 町で障がい者に対する総合的な相談を受ける基幹相談センターを共同設置しています。揖斐郡単位での障がい者支援関係者連絡会も開催されており、郡単位の取り組みについても積極的に関与していきます。</p>
No.25	地域ケア会議の充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 要介護者等の地域での暮らしを支えるため、地域ケア会議を開催し、内容の充実を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>地域ケア会議は、介護保険法に規定されており、他職種協同による個別事例の検討等を行い、地域支援ネットワークの構築やケアマネジメントの支援、地域課題の把握等を推進するための協議を行うことを目的としています。本町においては、6つの圏域ごとに地域ケア会議を毎月開催しており、地域包括支援センターを中心に、各地区において個別ケースについて検討するなど、よりいっそうの充実を図ります。</p>

No.26	地域包括ケアシステムの充実	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➢ 介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体化して提供していくという地域包括ケアシステムの充実を図るため、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>地域包括ケアについては、国の方針として、高齢者介護や障がい者福祉等において推進の必要性が指摘されています。関係機関との連携強化を図り、地域包括ケアを推進します。</p>
No.27	切れ目のない支援体制の構築	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➢ 妊娠・出産・成長過程に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるように、関係機関の引継ぎや情報共有に取り組めます。</p> <p>➢ 障がい者福祉サービスからの介護保険サービスの利用への切り替えなど、支援機関の引継ぎ時において切れ目なく支援が提供されるように取り組めます。</p> <p>《説明》</p> <p>わが国では分野ごとに様々な制度が設けられており、縦割りの制度ごとにサービスが提供されていますが、その弊害も指摘されています。関係者で情報を共有し、総合的な検討を通して、円滑な引継ぎや利用者への説明、切れ目のない支援に向けて取り組めます。</p>

(4) サービス・就労支援の充実

No.	施策	事業・取り組み
No.28	必要なサービスの確保	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➢ 介護保険事業計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に沿って、必要なサービスの確保を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>本計画は、福祉に関する他計画のいわば「上位計画」として、各計画に共通する項目などについての取り組み内容を明らかにするものです。各計画には、サービス確保の数値目標が明記されているものがあります。各計画を通じて、必要なサービスの確保に向けて取り組めます。</p>

No.29	サービスの質の確保	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ サービス従事者に対して研修会を開催し、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。</p> <p>《説明》 サービス提供者も参加する地域自立支援協議会や地域ケア会議等を通じて地域での支援の課題を共有し、サービスの質の向上につなげる取り組みを行っています。今後も各分野のサービスの質が高まるよう取り組みます。</p>
No.30	就労支援・社会参加の推進	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ ひとり親家庭の自立のための就労支援、高齢者や障がい者の就労支援や社会参加支援、生活困窮者の自立支援、ひきこもりの人や家族への支援など、問題を抱えた人が地域社会とつながる支援を推進します。</p> <p>《説明》 社会的な自立を目指す上で、就労支援や社会参加の推進は重要です。支援の実施にあたっては、ハローワーク等の関係機関との連携も必要不可欠です。各分野において必要な支援を実施し、社会とのつながりを保てるよう取り組みます。</p>
No.31	苦情対応の実施	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 苦情相談担当職員を配置し、サービス利用者からの苦情を随時受け付け、適切かつ迅速に対応するとともに、苦情や相談が多い事項について理解を得られるように広報活動を行っていきます。</p> <p>《説明》 サービス利用者からの苦情を受け付けた場合には、状況の改善について取り組むとともに、新たな苦情の発生につながらないように、苦情内容を分析し、関係機関について周知します。</p>

### 基本方針2における町民の取り組み

- 広報、ホームページなどを活用し、情報を収集しましょう。
- 周囲の人で解決できない場合は、相談窓口で相談しましょう。
- わからないことは、積極的に尋ねましょう。

## 【基本方針3】安全・安心に暮らせる福祉の仕組みを整えます

### (1) 権利擁護の推進

No.	施策	事業・取り組み
No.32	成年後見制度の利用促進	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 成年後見制度の利用促進に向けた周知と利用支援を行います。</p> <p>《説明》</p> <p>成年後見制度や権利擁護に関係する取り組みの必要性の認知度については、地域福祉計画アンケート結果においては、それほど高くありませんでした。これは、家族による支援が行われていることに理由があるかもしれません。しかし、人口減少・少子高齢化により、家族機能の弱体化が懸念されています。成年後見制度の利用が必要になったとき、すでに本人は判断能力が不足している状態になっているため、周囲の関係者の支援が必要です。また、成年後見の申立てに際しては、親族の働きかけや取り組みが重要になってきます。申立て書類の作成についても、専門職に依頼しない場合には、自ら作成し、裁判所に提出する必要があります。今後増加すると見込まれる認知症高齢者や、親亡き後の障がい者の暮らしを支える上で、成年後見制度の利用を考慮する必要性は高まっており、その周知とともに利用支援を行います。</p>
No.33	権利擁護の包括的な支援体制の構築	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用に際し、包括的な対応を行います。</p> <p>《説明》</p> <p>日常生活自立支援事業は、町社会福祉協議会で実施している事業であり、契約に基づいて契約者の金銭管理を行っています。一方、成年後見制度は、裁判所へ申立てを行い、裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任し、身上監護や財産管理等が行われます。金銭管理に不安を抱える人への支援をどちらの制度で進めていくのが適切なのかについては、本人の判断能力の状態や発生している問題の状況など、様々な点を専門的な見地から総合的に考慮して決定していく必要があります。町に相談が寄せられた場合には、町社会福祉協議会や関係機関と協力し、包括的な対応を行います。</p>

No.34	法人後見の確保	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 成年後見制度における後見・保佐・補助の業務を適切に行うことができる法人の確保を進めます。</p> <p>《説明》</p> <p>親族が後見人として選任される事例は多いですが、親族の遠方居住、親族間の不仲、親族による財産の使い込み等の問題の発生が危惧されます。また、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の後見人の選任も、適任者が地域の中にいない、ケースをすでにたくさん抱えているなどの課題があります。今後増加すると見込まれる後見人を地域の中で確保するため、町社会福祉協議会等の社会福祉法人に対し、法人後見の実施について働きかけを行います。</p>
No.35	中核機関の設置に向けた取り組みの推進	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 成年後見制度の利用支援等を行う中核機関の設置に向けて、近隣自治体と協議し、体制の整備を図ります。</p> <p>《説明》</p> <p>国においては、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画において、「中核機関」の設置を進めていくこととしています。中核機関とは、権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核となり、成年後見制度の広報・啓発、相談受付、支援方針の検討、後見人の候補者推薦、後見人への支援を行う機関として位置づけられます。本町においては、この中核機関の広域的設置について大野町や池田町と協議を行っており、今後も取り組みを継続していきます。</p>

## (2) 移動手段の確保

No.	施策	事業・取り組み
No.36	福祉有償運送の検討	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 障がい等で自宅から停留所まで出られない人に対する福祉有償運送について、実施可能性を検討します。</p> <p>《説明》</p> <p>令和元年10月1日からデマンドバスが運行し、従来まではバスが運行していなかった地区でも公共交通手段の利用が可能となっていますが、停留所間の送迎となっています。自宅から停留所まで出られない人に対する福祉有償運送について、実施可能性を検討します。</p>

No.37	ボランティア等による移動手段の確保	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 移動手段の課題を地域の中で検討します。</p> <p>《説明》</p> <p>人口の高齢化に伴い、自家用車の利用が困難な世帯の増加が予測されます。しかし、本町の地理的特性のため、公共サービスとしての移動手段の確保には困難が伴っています。地域の中でボランティアなどによる移動手段の確保の必要性について議論できるように、協議体の設置を進めます。</p>
-------	-------------------	--

(3) 自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制の充実

No.	施策	事業・取り組み
No.38	緊急通報システム貸与事業の周知	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 緊急通報装置貸与事業を周知します。</p> <p>《説明》</p> <p>本町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯について、該当者からの申請に基づき、緊急通報装置を貸し出す事業を実施しています。緊急時に緊急通報装置を起動させることで、電話回線を通じ、揖斐郡消防組合への救急通報を即時に行うことができます。この事業の実施にあたっては、民生児童委員の協力や、緊急時に本人の状況を確認するための協力員の存在が不可欠です。協力員の確保にあたっては近隣での助け合いが重要となるため、本事業を周知して協力員の確保につなげます。</p>
No.39	避難行動要支援者の安否確認・連絡体制の整備	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>➤ 災害発生時の避難等に特別に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を整備し、災害時の安否確認に活用できるようにします。</p> <p>《説明》</p> <p>避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に規定されており、自分で避難することが困難で、迅速な避難を確保するために特別に支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を町が作成する必要があります。しかし、避難行動要支援者の身体等の状態や生活状況が変化するため、災害時に活用できるようにするには、定期的な確認が必要になります。介護の状態や障がいの状態等の定期的な確認を行いながら、災害時に活用できる名簿の整備に取り組みます。</p>

No.40	避難行動要支援者の個別計画の策定	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 避難行動要支援者名簿の登録者のうち、希望者に対し、避難方法、避難先、避難経路、連絡相手、家族・地域支援者等について確認・記載した個別計画を策定する取り組みを推進します。</p> <p>《説明》</p> <p>避難行動要支援者の個別計画の作成にあたっては、地域の事情を踏まえつつ、町や民生児童委員、自治会、社会福祉協議会等の関係機関が打ち合わせる必要があります。しかし、そのためには、本人からの個別計画作成の申し出や避難行動要支援者名簿の情報の共有化についての同意があることが前提となります。避難行動要支援者名簿掲載者から同意を得るなど、全体的な仕組みづくりを行い、個別の実情に配慮した個別計画の作成につなげます。</p>
No.41	災害時の避難対応等についての訓練の実施	<p><b>町の取り組み</b></p> <p>▶ 災害時の避難所や福祉避難所の訓練等を実施します。</p> <p>▶ 災害ボランティアセンターの開設・運営訓練を実施します。</p> <p>《説明》</p> <p>台風の接近時などに公民館等で避難所を開設することがありますが、幸いにも、現在のところ、地域全体での避難を余儀なくされるような大災害には直面していません。しかし、大災害に直面した場合に、自分で避難できない人や福祉的な課題を抱えている人の避難方法や避難所の在り方をどうするかについて、あらかじめ想定しておく必要があります。多様な状態の避難者を想定し、訓練等を通して、福祉的な避難体制の在り方についての確認を行います。また、総合防災訓練等を通じ、災害ボランティアセンターの開設・運営の訓練の実施に取り組みます。</p>

### 基本方針3における町民の取り組み

- 自分や家族の将来的な生活を具体的に考えてみましょう。
- 災害に対する備えを行い、避難行動について考えておきましょう。
- 地域で実施される避難訓練に、積極的に参加しましょう。

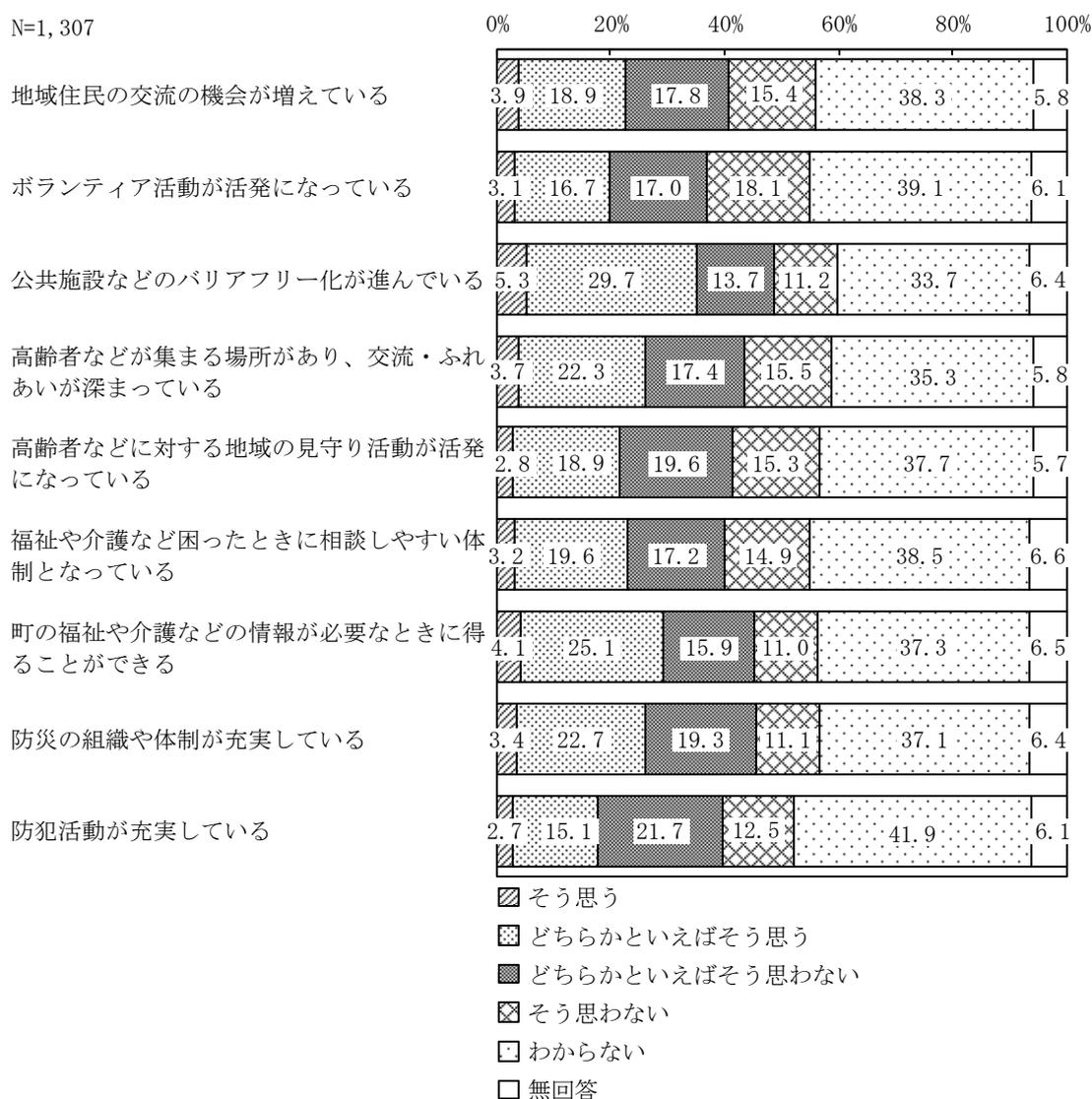
## 《第2期地域福祉計画の評価》

一般町民を対象にした地域福祉計画アンケートの中で、「第2期揖斐川町地域福祉計画」を策定した平成27年当時と現在を比較して、次の9項目の取り組みについての印象をたずねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計したくそう思う>が最も高かったのは、③公共施設などのバリアフリー化が進んでいる（35.0%）でした。また、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合計したくそう思わない>が最も高かったのは、②ボランティア活動が活発になっている（35.1%）でした。

ボランティア活動が活発になることは、地域福祉活動の担い手の確保や、持続可能な地域づくりを進める上で重要と考えられるため、本計画においても「地域の力」を活かして地域福祉を推進することを重要な柱に位置づけ、ボランティアセンターの活性化等について取り組むこととしています。

図表4-1 評価指標地域福祉計画の評価

N=1,307



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 評価指標

本計画の達成状況の評価については、関係者自身による自己評価ではなく、町民へのアンケート調査の結果を基本とします。町民からの評価を重要と考えるためです。しかし、アンケート調査の実施には多くの人の協力や財政支出が必要になり、毎年実施できるものではないため、次期計画の策定に向けた取り組みを開始する際にアンケート調査を行うこととし、それまでの計画期間内の評価については、関係者自身による年度ごとの自己評価を実施することとします。

なお、計画の取り組み項目の中には、数値目標を掲げた方が取り組みの結果を明確にできると考えられるものがあります。計画の達成を評価するための指標として数値化できる項目のうちの象徴的なものとして、下記の図表のとおり定めます。

本計画では、「地域の力」を活かして地域福祉に取り組むことを掲げているため、地域福祉活動やボランティアの従事者が増えることが望ましいと考えられますが、第2期計画の計画期間内においては、ボランティアの個人登録者は減少傾向となっています（第1章16ページ）。啓発活動等を通じて増加することを目指します。

図表5-1 評価指標

基本目標	指標項目	現状値 (令和元年)	目標値 (令和6年)
1 「地域の力」を活かして地域福祉を推進します	ボランティアセンターでのボランティア登録者数（個人）	15人	30人

### 2 重点的な取り組み

本計画では、基本目標を達成するため、どの取り組みについても実施していく必要があります。よって、各取り組みの中から特別に重点的に取り組む項目を設定することはありませんが、基本目標の実現を目的とした各種事業の実施に関し、地域福祉の推進という共通の目標を掲げ、各施策において関わりの深い町社会福祉協議会との連携が重要であることは言うまでもありません。

そこで、今後、町社会福祉協議会と地域福祉の推進に向けた会議（仮：地域福祉推進連携会議）を設置し、双方の計画に共通する事柄について定期的に評価事項を共有することを、本計画の重点的な取り組みとして掲げます。

図表 5 - 2 本計画の重点的な取り組み

No.	施策	事業・取り組み
No.42	「(仮) 地域福祉推進連携会議」の開催	<b>町の重点的な取り組み</b> > 町と町社会福祉協議会が「(仮) 地域福祉連携推進会議」を定期的で開催し、評価事項を共有し、協同して地域福祉の推進に取り組みます。

### 3 計画の推進に向けて

#### (1) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクル（(Plan：計画)、(Do：実行)、(Check：点検・評価)、(Action：改善)）に沿って行うこととし、各年度において計画の達成状況についての自己評価を実施し、計画の見直しや具体的取り組みに反映していきます。

#### (2) 関係者・関係団体・関係機関との連携

本計画の実現のためには、地域住民やボランティア団体、各支援機関等の関係者がそれぞれ当事者意識を持って地域福祉を推進するとともに、相互に連携を深め、より効果的な事業の実施や支援の提供に向けて取り組む必要があります。また、他分野間での連携や理念の共有が必要になります。

本計画の実現のために必要不可欠なことは、本計画自体が周知されることです。そこで、本計画についての概要版を作成するとともに、各世帯に配布し、地域全体で地域福祉を推進するように取り組みます。また、様々な機会を通じて、各支援機関等にも周知を図ります。

#### (3) 地域福祉計画評価委員会の廃止と地域福祉推進委員会の設置

本町においては、これまで「地域福祉計画評価委員会」を設置し、年1回の開催時に地域福祉計画の達成状況について検証してきましたが、年度内の取り組み状況を評価すること自体が目的になってしまうという問題点がありました。そこで、「地域福祉計画評価委員会」の名称を「地域福祉推進委員会」に改め、計画の実施状況の検証と同時に地域福祉のより効果的な推進に向けた協議を行うことも含むこととし、基本目標の達成に向けて取り組みます。

# 資料

## 1 揖斐川町地域福祉計画策定委員会

### (1) 揖斐川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年4月5日

訓令第9号

改正 平成26年4月23日訓令第13号

平成27年1月14日訓令第1号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、揖斐川町地域福祉計画を策定し、又は変更するため、揖斐川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 揖斐川町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 揖斐川町地域福祉計画の町長への提言に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 町民公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、揖斐川町地域福祉計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは副議長）を含めて、在職中の委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させて必要な説明若しくは報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、個別課題検討項目の整理にあたり、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉部健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。  
 (会議の招集)
- 2 この訓令の施行後初めて開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。  
 附 則 (平成26年4月23日訓令第13号)  
 この訓令は、公表の日から施行する。  
 附 則 (平成27年1月14日訓令第1号)  
 この訓令は、公表の日から施行する。

## (2) 委員名簿

任期：令和元年12月18日～令和2年3月31日

分類	機関名	氏名	備考
学識経験を有する者	花園大学社会福祉学部教授	梅 木 真寿郎	委員長
社会福祉を目的とする事業を営業者	社会福祉法人浩仁会事務長	松 田 紘 一	
	社会福祉法人大和社会福祉事業センター (ハートピア谷汲の杜 施設長)	柏 尾 真 道	
	揖斐川町社会福祉協議会事務局長	廣 瀬 喜 彦	
	揖斐幼稚園長	佐 木 みどり	
社会福祉に関する活動を行う者	揖斐川町民生・児童委員協議会会長	平 井 壽 人	
	揖斐川町福祉委員会委員長	竹 中 一 治	
	岐阜県身体障害者福祉協会揖斐川分会会長	横 山 正 美	
	揖斐川町手をつなぐ親の会会長	牧 村 光 子	
	揖斐川町赤十字奉仕団委員長	細 野 昌 子	
	揖斐川町老人クラブ連合会会長	田 中 正 敏	
	揖斐川町社協ボランティア会長	富 田 法 子	
その他町長が必要と認める者	公益社団法人地域医療振興協会 (揖斐郡北西部地域医療センター センター長)	横 田 修 一	副委員長
	揖斐川町代表区長会会長	清 水 善 澄	
	揖斐川町小中校長会会長	折 戸 克 明	
	揖斐川町公民館長代表 (脛永公民館長)	宮 川 正	

事務局 揖斐川町住民福祉部 健康福祉課

## 2 民生児童委員へのヒヤリング結果

### (1) 実施方法

揖斐川町民生・児童委員協議会の10月の各支部定例会の中で、別紙報告書の様式に基づく話し合いを行った。各支部単位で話し合いを行ったが、人数の都合上、揖斐川支部は3つのグループに分かれて実施した。時間配分や進行方法については各支部による判断とした。

### (2) 実施日時

支 部 名	実 施 日	民生児童委員数	グループ数
揖斐川支部	令和元年10月8日（火）	34名	3
谷 汲 支 部	令和元年10月8日（火）	13名	1
春 日 支 部	令和元年10月25日（金）	9名	1
久 瀬 支 部	令和元年10月8日（火）	8名	1
藤 橋 支 部	令和元年10月15日（火）	3名	1
坂 内 支 部	令和元年10月15日（火）	6名	1

### (3) ヒヤリング結果

ヒヤリング実施時は、令和元年9月末でコミュニティバスが廃止され、令和元年10月1日からデマンドバスの運行が開始したばかりだったため、全体的にデマンドバスに関する意見が多かった。行政や社会福祉協議会において取り組む必要があることとして、デマンドバスの周知やバス停の増加等の意見が出された。また、隣町へのアクセスの充実や料金の引き下げ等が今後の課題として指摘された。

当時者や地域において取り組む必要があることとしては、サロンの充実や隣近所が仲良くできる環境を整えていくこと、声かけをして地域福祉活動への参加者を増やしていくこと等が指摘された。また、地域内だけでなく、町外に住んでいる家族とのつながりを深めていくことについての意見も出された。

当事者や地域、行政等を通じ、早急に取り組む必要があることとしては、ボランティアをやりたい人とボランティアを必要とする人とをつなげる取り組みを推進していくこと（小島・脛永地区）、一人暮らし高齢者の除雪作業への対策や孤立防止（春日地区）が指摘された。

＜地域福祉計画グループワーク報告書様式＞

区 分	地域福祉計画のアンケート結果について意見交換し、出された意見を左の区分ごとに仕分けしてください。
当事者や地域において取り組む必要があること	
行政や社会福祉協議会等の専門機関において取り組む必要があること	
早急に取り組む必要があること	
グループ内での感想	

開催日： 月 日 揖斐川町民生・児童委員協議会（ ）支部（ ）グループ

### 3 用語解説

**NPO (NPO法人) Non Profit Organization** の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO 法人（特定非営利活動法人）をいう。

**基幹相談支援センター** 障害者総合支援法に定められた、相談支援体制の強化を目的とする施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行う。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

**協議体** 生活支援・介護予防のサービスの体制整備のため設置された、中核となるネットワークをいう。市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターとサービスの提供主体等が参画し、多様な主体間の情報共有および連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的としている。

**権利擁護** 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人や認知症の人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**合理的配慮の提供** 障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。

**子育て世代地域包括支援センター** 母子保健法に定める「母子健康包括支援センター」のこと。母性ならびに乳児および幼児の健康保持および増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設で、市町村は必要に応じ設置するように努めなければならない（努力義務）とされている。

**子ども家庭総合支援拠点** 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童お

よび妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うために整備に努めることとされた拠点。子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う。

**災害ボランティアセンター** 災害時にボランティア活動を円滑に進めるため被災地に設置される拠点をいう。

**社会福祉協議会** 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県および中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画および実施ならびにボランティア活動等への住民参加のための援助ならびに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整および助成等を業務としている。

**社会福祉法** 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。

**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）** 生活支援・介護予防サービス事業の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすことを業務とする人をいう。

**成年後見制度** 知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主

体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

**ソーシャル・インクルージョン** 「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。

**地域共生社会** 平成28年6月の閣議決定では「子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」としていたが、平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。

**地域ケア会議** 地域包括支援センター等が主催し、①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、等を内容とする会議である。つまり、地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法といえる。

**地域自立支援協議会** 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する

協議会。自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

**地域包括ケアシステム** 平成23年6月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主眼とするもので、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されることをいう。

**地域包括支援センター** 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。

**デマンドバス** 路線バスのように決まった時刻に決まった路線を走るのではなく、利用者の事前予約に応じて運行するバスのこと。高齢化、過疎化などが進んだ人口の少ない地域で導入されている。本町では、事前予約により、最寄りのバス停から目的地のバス停まで運行する方式である。

**日常生活自立支援事業** 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。平成19年度、事業名が地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業に変更された。

**認知症カフェ** 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などのできる場所。自治体や病院、グループホームなどの高齢者施設、NPOなどによって運営される。

**認知症サポーター** 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人であり、市町村等が開催する認知症の勉強会

を受講すれば、だれでもなることができる。

**ノーマライゼーション** デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の理念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がい者に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

**8050問題** 長期化した引きこもりに関する社会問題。50代の引きこもりの子どもの生活を、80代の親が支えている状態にあり、生活の困窮、社会的孤立などの問題が指摘されている。

**バリアフリー** 高齢者・障がい者などが社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障がいを除去するという考え方。例えば、公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障がい者などが公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

**避難行動要支援者** 地震や火事などの災害時に支援を必要とする要介護高齢者、障がいのある人、乳幼児等をいう。かつては「災害弱者」「災害時要援護者」と言っていた。

**ボランティア** 一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人を指す。ボランティアの語源は志願兵であり、自ら進んで行うことが原則である。昭和50年代から、実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償」ボランティアも受け入れられてきている。

**ユニバーサルデザイン** 「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

**我が事・丸ごと** 地域住民が地域で起きている様々な問題を他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、市町村は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想をいい、厚生労働大臣を本部長とする『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が提唱している。

### 第3期 揖斐川町地域福祉計画

令和2年3月

発行 ◆ 揖斐川町

編集 ◆ 揖斐川町 住民福祉部健康福祉課

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

TEL 0585-22-2111 (代) FAX 0585-22-4496